

(3) 総合的な都市景観の形成

① 状況に応じた都市景観形成

市民・事業者・NPO や行政等が自主的・自発的に、また互いに協力しながら取り組みを進めていくためには、景観の重要性を認識することが最も肝要なことから、市は理解や関心を深めてもらえるよう「PR・啓発」に取り組みます。

また、建築物の建設等に際しては、質の高いデザインを施すことが建築物等の価値を高めるだけでなく、地域全体の魅力の向上につながることを理解してもらいながら、良好な景観形成への意欲を引き出す「誘導」を進めることや、景観を悪化させないよう「規制」を行うこと等、これらを適切に組み合わせながら、時に柔らかく、時に厳しい景観形成に取り組みます。



歴史を感じさせる古いまちなみ（庄内東町）

② 関連施策の活用による都市景観形成

都市景観は、土地利用や道路、公園・緑地、歴史・文化やコミュニティ、さらには商工業等、様々な分野の取り組みが有機的に結合して形づくられてこそ、心地よいまちなみとなるだけでなく、まちに活力を与え地域の魅力を高めることにもつながります。

そのため、景観法や豊中市都市景観条例に基づく施策はもちろんのこと、景観形成に関連する法制度や施策を効果的に活用し、市の関連部局だけでなく国や府、近隣市等との連携を図りながら総合的な取り組みを進めていきます。

③ 地域の特性に応じた都市景観形成

本市の住宅地は、歴史を感じさせるまちなみから、洋風デザインのまちなみまで様々な特徴を有しており、また駅前等の活気ある商業地や工場・倉庫のまちなみ等、土地利用や地域ごとに特徴ある景観が形成されています。

まちの愛着を高め、都市としてのブランド力の向上につながる地域の特性に応じた景観形成に向けて、市が先導的に取り組む場合の他、市民・事業者等が地域単位でのまちづくり活動等をきっかけとして、約束事やルールづくりが進められるように支援する等、協働の取り組みを進めます。



工場のまちなみ（稲津町）

(3) 総合的な都市景観の形成

① 状況に応じた都市景観形成

市民・事業者・NPOや行政等が自主的・自発的に、また互いに協力しながら取り組みを進めていくためには、景観の重要性を認識することが最も肝要なことから、市は理解や関心を深めてもらえるよう「PR・啓発」に取り組みます。

また、建築物の建設等に際しては、質の高いデザインを施すことが建築物等の価値を高めるだけでなく、地域全体の魅力の向上につながることを理解してもらいながら、良好な景観形成への意欲を引き出す「誘導」を進めることや、景観を悪化させないよう「規制」を行うこと等、これらを適切に組み合わせながら、時に柔らかく、時に厳しい景観形成に取り組みます。



歴史を感じさせる古いまちなみ（庄内東町）

② 関連施策の活用による都市景観形成

都市景観は、土地利用や道路、公園・緑地、歴史・文化やコミュニティ、さらには商工業等、さまざまな分野の取り組みが有機的に結合して形づくられてこそ、心地よいまちなみとなるだけでなく、まちに活力を与え地域の魅力を高めることにもつながります。

そのため、景観法や豊中市都市景観条例に基づく施策はもちろんのこと、景観形成に関連する法制度や施策を効果的に活用し、市の関連部局だけでなく国や府、近隣市等との連携を図りながら総合的な取り組みを進めていきます。

③ 地域の特性に応じた都市景観形成

本市の住宅地は、歴史を感じさせるまちなみから、洋風デザインのまちなみまでさまざまな特徴を有しており、また駅前等の活気ある商業地や工場・倉庫のまちなみ等、土地利用や地域ごとに特徴ある景観が形成されています。

まちの愛着を高め、都市としてのブランド力の向上につながる地域の特性に応じた景観形成に向けて、市が先導的に取り組む場合の他、市民・事業者等が地域単位でのまちづくり活動等をきっかけとして、約束事やルールづくりが進められるように支援する等、協働の取り組みを進めます。



工場のまちなみ（稲津町）



2. 活動範囲に応じた景観形成

景観形成は、ひとりひとりが取り組むものから、地域・地区単位で取り組むもの、全市域を対象に取り組むものまで多岐にわたります。そのため、取り組む内容の段階を大きく3つの活動範囲(身近な範囲、地域・地区の範囲、全市域の範囲)に分け、市民・事業者・市等がそれぞれの役割を担いながら、熟度に応じ効果的な施策を選択の上、進めていくことが大切です。

- 身近な景観は、ひとりひとりやご近所さんで意識して取り組む、家の周りや通勤・通学路といった日常生活空間に着目して示します。
- 地域・地区の景観は、自治会、あるいは商店会等が中心となって取り組む、わがまちの範囲として認識できる一定のまとまりをもった空間に着目して示します。
- 全市域の景観は、本市内のどこでも必要な取り組みを示します。



2 活動範囲に応じた景観形成

景観形成は、ひとりひとりが取り組むものから、地域・地区単位で取り組むもの、全市域を対象に取り組むものまで多岐にわたります。そのため、取り組む内容の段階を大きく3つの活動範囲(身近な範囲、地域・地区の範囲、全市域の範囲)に分け、市民・事業者・行政等がそれぞれの役割を担いながら、熟度に応じ効果的な施策を選択の上、進めていくことが大切です。

- 身近な景観は、ひとりひとりやご近所さんで意識して取り組む、家の周りや通勤・通学路といった日常生活空間に着目して示します。
- 地域・地区の景観は、自治会、あるいは商店会等が中心となって取り組む、わがまちの範囲として認識できる一定のまとまりをもった空間に着目して示します。
- 全市域の景観は、本市内のどこでも必要な取り組みを示します。





(1) 身近なところからの景観形成

身近な景観は、まちで暮らす人々、あるいは事業を営む人々が生み出すものであり、私たちの普段の暮らしや事業活動において「身近な環境を美しくしよう」「気持ちよく過ごせるようにしよう」という心がけの積み重ねが、うるおいある心地よい景観を形づくる上でとても重要です。庭を美しく手入れしたり、事業所の周辺の清掃に取り組むといったごく身近なことから、周辺に配慮したデザインを施すことまで、心がけ次第で良好な景観形成に寄与することができます。



玄関まわりの花飾り

私たちが身近にできるところから一步一步広がっていきましょう。

① 身近な景観を良くする取り組みの推進

- 身近なところに意識を向け、日々の取り組みが景観形成につながっていることを理解し、日常的な行いに思いやりの心をもって、あるいは楽しみと結びつけながら景観形成に取り組んでいきましょう。

② 身近な景観形成につながる情報の発信・PR及び共有化

- 市は、本市の良好な景観や、市内で開催されている良好な都市景観の形成に向けた取り組み・活動を積極的に発信・PRします。
- 身近な景観形成の活動等の情報を市民・事業者・NPO・行政が共有し理解を深めていきましょう。

③ 市民・事業者・NPOが主体となった活動の支援

- 市は、良好な景観形成に寄与する活動・物件を顕彰するとともに、景観形成に関わる活動の経済的な援助、技術的な支援に努めます。

④ 景観に関する意識の醸成

- 市は、景観セミナー等の学習の機会や、まちあるきイベント等、景観に触れ楽しむ機会を増やします。積極的に参加し、景観に関する意識を高めていきましょう。
- また、市は、学校等の教育機関とも連携しながら、本市の景観に関する教育・学習を進めます。大人から子どもまで、将来の豊中の景観形成に向けた意識を高めていきましょう。

(1) 身近なところからの景観形成

身近な景観は、まちで暮らす人々、あるいは事業を営む人々が生み出すものであり、私たちの普段の暮らしや事業活動において「身近な環境を美しくしよう」「気持ちよく過ごせるようにしよう」という心がけの積み重ねが、うるおいある心地よい景観を形づくる上でとても重要です。庭を美しく手入れしたり、事業所の周辺の清掃に取り組むといったごく身近なことから、周辺に配慮したデザインを施すことまで、心がけ次第で良好な景観形成に寄与することができます。



玄関まわりの花飾り

私たちが身近にできるところから一步一步広がっていきましょう。

① 身近な景観を良くする取り組みの推進

- 身近なところに意識を向け、日々の取り組みが景観形成につながっていることを理解し、日常的な行いに思いやりの心をもって、あるいは楽しみと結びつけながら景観形成に取り組んでいきましょう。

② 身近な景観形成につながる情報の発信・PR及び共有化

- 市は、本市の良好な景観や、市内で開催されている良好な都市景観の形成に向けた取り組み・活動を積極的に発信・PRします。
- 身近な景観形成の活動等の情報を市民・事業者・NPO・行政が共有し理解を深めていきましょう。

③ 市民・事業者・NPOが主体となった活動の支援

- 市は、良好な景観形成に寄与する活動・物件を顕彰するとともに、景観形成に関わる活動の経済的な援助、技術的な支援に努めます。

④ 景観に関する意識の醸成

- 市は、景観セミナー等の学習の機会や、まちあるきイベント等、景観に触れ楽しむ機会を増やします。積極的に参加し、景観に関する意識を高めていきましょう。
- また、市は、学校等の教育機関とも連携しながら、本市の景観に関する教育・学習を進めます。大人から子どもまで、将来の豊中の景観形成に向けた意識を高めていきましょう。



(2) 地域・地区での景観形成

地域・地区の景観形成につながる活動（景観まちづくり）は、そこで生活や事業を営み、個性を最も良く知っている住民や事業者のみなさんが主役となります。地域・地区にふさわしい空間づくりや、建物等により形づくられる景観をよりよいものにしていくためには、みなさんがまちを大切に思う心をもって取り組みを始め、良好な景観形成の課題や取り組み方について話し合い、方向性を共有していくことが求められます。

ご近所や自治会、商店会、各種協議会等、地域・地区の人たちが集まって力をあわせ、景観まちづくりを進めましょう。また、そうした取り組みに対して市は、支援等による協働のもと進めていきます。

①活動の展開

- 地域・地区の住民・事業者等が主体となった、“わがまちの活動”をはじめましょう。わがまちを美しくする清掃・美化活動や、まちなみを再発見するタウンウォッチング（まちあるき）等、みんなで楽しみながら活動しましょう。
- 市は、地域・地区のみなさんが主体となった景観まちづくり活動に際して専門家の派遣等の支援を行います。



身近なまちのタウンウォッチング

②状況に応じた取り組み

- ごみのないまちをめざして、アダプト活動に取り組んだり、花・みどりあふれるまちにするために花いっぱい運動を展開したりと、地区の状況や課題に応じた取り組みを進めていきましょう。
- 市は、美化・緑化等を推進する様々なしくみを用意し、支援していきます。
- 景観に特化しなくても、まちが元気になる、まちを良くしていくための活動は良好な景観形成につながります。地域・地区の活動として、イメージアップにつながるイベントの開催等も効果的です。



地域で取り組む美しいまちづくり  
(アダプト・リバー・少路 (桜の町))



地域の住民や学校の生徒で花いっぱい運動に  
取り組む法面 (新千里東町)

(2) 地域・地区での景観形成

地域・地区の景観形成につながる活動（景観まちづくり）は、そこで生活や事業を営み、個性を最も良く知っている住民や事業者のみなさんが主役となります。地域・地区にふさわしい空間づくりや、建物等により形づくられる景観をよりよいものにしていくためには、みなさんがまちを大切に思う心をもって取り組みを始め、良好な景観形成の課題や取り組み方について話し合い、方向性を共有していくことが求められます。

ご近所や自治会、商店会、各種協議会等、地域・地区の人たちが集まって力をあわせ、景観まちづくりを進めましょう。また、そうした取り組みに対して市は、支援等による協働のもと進めていきます。

①活動の展開

- 地域・地区の住民・事業者等が主体となった、“わがまちの活動”をはじめましょう。わがまちを美しくする清掃・美化活動や、まちなみを再発見するタウンウォッチング（まちあるき）等、みんなで楽しみながら活動しましょう。
- 市は、地域・地区のみなさんが主体となった景観まちづくり活動に際して専門家の派遣等の支援を行います。



身近なまちのタウンウォッチング

②状況に応じた取り組み

- ごみのないまちをめざして、アダプト活動に取り組んだり、花・みどりあふれるまちにするために花いっぱい運動を展開したりと、地区の状況や課題に応じた取り組みを進めていきましょう。
- 市は、美化・緑化等を推進するさまざまなしくみを用意し、支援していきます。
- 景観に特化しなくても、まちが元気になる、まちを良くしていくための活動は良好な景観形成につながります。地域・地区の活動として、イメージアップにつながるイベントの開催等も効果的です。



地域で取り組む美しいまちづくり  
(アダプト・リバー・少路 (桜の町))



地域の住民や学校の生徒で花いっぱい運動に  
取り組む法面 (新千里東町)



③景観形成に関するルールづくり

- 地区の景観の保全や育成を図るためには、そこでお住まいのみなさんがまちの将来のすがたを話し合い、住民の合意のもと問題や課題の解決に向けて必要なルールづくりを行うことが最も効果的です。地区の住民や事業者のみなさんが主体となって、わがまちの景観について話し合い、自主的な方針や法的根拠を持つ基準を定める等の取り組みを進めましょう。
- 地区で定めるルールには、地区での合意形成を前提として、法的根拠をもつもの（地区計画等）や、お互いの信頼関係を大切にすもの（豊中市都市景観条例にもとづく景観形成協定等）が用意されています。地区の状況に合わせて活用しましょう。
- 地区の良好な景観形成の推進には、法・条例の規定にあてはまらない、ご近所づきあいといったソフトな取り組みや地区のみなさん自らが運用する緩やかな申し合わせ事項等も有効です。地域のコミュニティ活動と一体的に景観まちづくりを進めていきましょう。



~~住環境を保全するために地区計画を定めた地区  
(新千里南町1丁目地区)~~



~~住環境を保全するために景観形成協定を定めた地区  
(永楽荘緑自治会地区)~~

④市民・事業者・NPO・行政が相互理解を図る場づくり

- 市は、様々な立場の人がともに景観形成について考え、相互理解を図るための場づくりに努めます。
- 地域・地区の景観を良くしていくためにも、お互いの考え方を把握できる情報収集の場を積極的に活用していきましょう。



開放された企業の緑地（稲津町）



様々な立場の人が協力して実現しているにぎわいの景観形成（豊中駅周辺）

③景観形成に関するルールづくり

- 地区の景観の保全や育成を図るためには、そこでお住まいのみなさんがまちの将来のすがたを話し合い、住民の合意のもと問題や課題の解決に向けて必要なルールづくりを行うことが最も効果的です。地区の住民や事業者のみなさんが主体となって、わがまちの景観について話し合い、自主的な方針や法的根拠を持つ基準を定める等の取り組みを進めましょう。
- 地区で定めるルールには、地区での合意形成を前提として、法的根拠をもつもの（都市景観形成推進地区、地区計画等）や、お互いの信頼関係を大切にすもの（豊中市都市景観条例にもとづく景観形成協定、豊中市地区まちづくり条例にもとづく地区まちづくりルール等）が用意されています。地区の状況に合わせて活用しましょう。
- 地区の良好な景観形成の推進には、法・条例の規定にあてはまらない、ご近所づきあいといったソフトな取り組みや地区のみなさん自らが運用する緩やかな申し合わせ事項等も有効です。地域のコミュニティ活動と一体的に景観まちづくりを進めていきましょう。



都市景観形成推進地区を定めた地区  
(新千里西町3丁目地区)



都市景観形成推進地区を定めた地区  
(永楽荘地区)

④市民・事業者・NPO・行政が相互理解を図る場づくり

- 市は、さまざまな立場の人がともに景観形成について考え、相互理解を図るための場づくりに努めます。
- 地域・地区の景観を良くしていくためにも、お互いの考え方を把握できる情報収集の場を積極的に活用していきましょう。



開放された企業の緑地（稲津町）



さまざまな立場の人が協力して実現しているにぎわいの景観形成（豊中駅周辺）



(3) 全市域を対象とした景観形成

本市の都市景観は、拠点景観や軸景観等のほか、景観を特徴づける公共施設、建物や屋外広告物等から形成されるまちなみや、自然や歴史・文化資源等、様々な要素から構成されており、その一つひとつを次世代にも継承できる価値のあるかけがえのないものとしていくことで、市全体としてのすばらしい都市景観が形成されていきます。

そのため、全市域を対象とした景観形成においては、市民・事業者・行政等が相互に調整・連携・支援し合うだけでなく、それぞれの立場を理解しながら積極的に良好な景観形成に取り組んでいきます。



公共施設の景観形成(千里文化センター「ココロ」)

①公共施設の景観形成

公共施設はまちの景観の骨格を形づくる重要な要素であり、様々な景観要素をつなぐものとしてとても大切です。とりわけ、第4章の骨格景観として示したもののうち、拠点景観、軸景観については、公共事業のあり方が良好な景観形成に大きく影響するものです。

また、公共建築物はまちのイメージを高め、民間建築物のデザインにも良い影響を及ぼす波及効果が期待できるものです。

~~今後進める~~公共施設の整備、維持・管理にあたっては、景観への配慮を十分に行い、景観形成の先導的な役割を担っていきます。

ア 公共施設の整備における先導的な景観形成

○ 本市では、大半の公共施設整備が完了しており、今後は維持・管理が中心となるなか、道路、河川、公園緑地、公共建築物においては、先導的に良好な景観を形成する整備、事業の実施だけでなく、維持・管理においても景観に配慮した整備を進めます。

【道路】

- 道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となり、地域の景観を印象づける等、重要な役割を担っています。そのため、地域の特性や周辺の景観に調和した道路景観整備に努めます。
- 道路の整備にあたっては、街路樹によりうるおいや防災性を高めるとともに、街路灯や付属施設等においては、周辺のまちなみと調和した一体的な景観の形成に努めます。
- 特に軸景観をつくる幹線道路においては、軸としての連続性を保つとともに、沿道建築物との一体的な空間づくり等を進めるための誘導に努めます。また、旧街道においては、歴史的な建築物等や街道のスケール感をいかし、歴史性の継承や、落ち着いたたたずまいへの配慮等の誘導に努めます。



敷地内のみどりや街路樹がうるおいをもたらす道路

(3) 全市域を対象とした景観形成

本市の都市景観は、拠点景観や軸景観等のほか、景観を特徴づける公共施設、建物や屋外広告物等から形成されるまちなみや、自然や歴史・文化資源等、さまざまな要素から構成されており、その一つひとつを次世代にも継承できる価値のあるかけがえのないものとしていくことで、市全体としてのすばらしい都市景観が形成されていきます。

そのため、全市域を対象とした景観形成においては、市民・事業者・行政等が相互に調整・連携・支援し合うだけでなく、それぞれの立場を理解しながら積極的に良好な景観形成に取り組んでいきます。



公共施設の景観形成(庄内コラボセンター「ショコラ」)

① 公共施設の景観形成

公共施設はまちの景観の骨格を形づくる重要な要素であり、さまざまな景観要素をつなぐものとしてとても大切です。とりわけ、第4章の骨格景観として示したもののうち、拠点景観、軸景観については、公共事業のあり方が良好な景観形成に大きく影響するものです。

また、公共建築物はまちのイメージを高め、民間建築物のデザインにも良い影響を及ぼす波及効果が期待できるものです。

公共施設の整備、維持・管理にあたっては、引き続き景観への配慮を十分に行い、景観形成の先導的な役割を担っていきます。

ア 公共施設の整備における先導的な景観形成

○ 本市では、大半の公共施設整備が完了しており、今後は維持・管理が中心となるなか、道路、河川、公園緑地、公共建築物においては、先導的に良好な景観を形成する整備、事業の実施だけでなく、維持・管理においても景観に配慮した整備を進めます。

【道路】

- 道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となり、地域の景観を印象づける等、重要な役割を担っています。そのため、地域の特性や周辺の景観に調和した道路景観整備に努めます。
- 道路の整備にあたっては、街路樹によりうるおいや防災性を高めるとともに、街路灯や付属施設等においては、周辺のまちなみと調和した一体的な景観の形成に努めます。
- 特に軸景観をつくる幹線道路においては、軸としての連続性を保つとともに、沿道建築物との一体的な空間づくり等を進めるための誘導に努めます。また、旧街道においては、歴史的な建築物等や街道のスケール感をいかし、歴史性の継承や、落ち着いたたたずまいへの配慮等の誘導に努めます。



敷地内のみどりや公園のみどりがうるおいをもたらす道路



- 道路等の公共施設の適切な維持・管理においては、地域の住民・事業者とも協働しながら、質の高い道路景観の形成に努めます。

【河川】

- 河川は、まちの景観の骨格を形成するとともに、豊かな自然にふれあえる水辺空間を提供しています。このため、河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、市民の憩いの場となる親水性を有する空間や、連続性のある緑化、水面を楽しむ遊歩道の設置等、質の高い河川景観の形成に努めます。



自然にふれあえる千里川の親水空間

【公園・緑地】

- 公園・緑地は、地域住民の憩いやふれあいの場として親しまれる等、地域の景観形成において重要な施設です。このため、樹木や樹林地をいかす等、市民が愛着を持ち、大切にしていける公園・緑地づくりに向けて、地域住民等と協働で公園・緑地の保全・育成に努めます。
- まとまった緑地が残る緑地軸、河川等の親水軸等、骨格となる自然資源の保全に努めます。



清谷池公園の植栽

【公共建築物】

- 公共建築物は、地域活動の拠点やランドマークとなる等、地域の景観形成において重要な役割を担います。そのため、地域の特性や周辺の景観に調和あるいは質的向上に資する施設整備に努めます。
- 公共施設の改修・補修等に当たっては、良好な景観が維持できるよう、整備後も適切な維持・管理に努めます。



豊島温水プールとエントランス空間

イ 連携のとれた公共事業の実施

- 公共事業の実施にあたっては、都市デザインアドバイザーのしくみを活用するほか、関係部局等との協議等を行い、景観形成を先導する質の高い取り組みとなるよう連携を図ります。
- 公共事業にあたっては、景観重要公共施設のしくみを活用する等し、本市の都市景観形成の方向性に合致した取り組みとなるよう、実施主体にはたらきかけていきます。



(仮称)豊中市文化芸術センターの完成予想パース

- 道路等の公共施設の適切な維持・管理においては、地域の住民・事業者とも協働しながら、質の高い道路景観の形成に努めます。

【河川】

- 河川は、まちの景観の骨格を形成するとともに、豊かな自然にふれあえる水辺空間を提供しています。このため、河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、市民の憩いの場となる親水性を有する空間や、連続性のある緑化、水面を楽しむ遊歩道の設置等、質の高い河川景観の形成に努めます。



自然にふれあえる千里川の親水空間

【公園・緑地】

- 公園・緑地は、地域住民の憩いやふれあいの場として親しまれる等、地域の景観形成において重要な施設です。このため、樹木や樹林地をいかす等、市民が愛着を持ち、大切にしていける公園・緑地づくりに向けて、地域住民等と協働で公園・緑地の保全・育成に努めます。
- まとまった緑地が残る緑地軸、河川等の親水軸等、骨格となる自然資源の保全に努めます。



千里中央公園の広場

【公共建築物】

- 公共建築物は、地域活動の拠点やランドマークとなる等、地域の景観形成において重要な役割を担います。そのため、地域の特性や周辺の景観に調和あるいは質的向上に資する施設整備に努めます。
- 公共施設の改修・補修等に当たっては、良好な景観が維持できるよう、整備後も適切な維持・管理に努めます。



二ノ切温水プールとエントランス空間

イ 連携のとれた公共事業の実施

- 公共事業の実施にあたっては、都市デザインアドバイザーのしくみを活用するほか、関係部局等との協議等を行い、景観形成を先導する質の高い取り組みとなるよう連携を図ります。
- 公共事業にあたっては、景観重要公共施設のしくみを活用する等し、本市の都市景観形成の方向性に合致した取り組みとなるよう、実施主体にはたらきかけていきます。



文化芸術センター



②建築物等による景観形成

優れた景観を形成していくためには、周辺の景観と調和する建築物等を「つくる」ことが求められます。建物や工作物をつくる、開発行為でまちをつくるといった行いは、良好な景観を形成する一大機会であり、50年、あるいは100年通じる景観を形成することが必要です。また、周辺の景観に配慮した優れたデザインの建築物等は、まちの一部として永く残り、周辺住民等からも愛されるものとなります。



建て替えにあたって建築物のデザインの調査がなされた団地（URラ・レル東豊中）

建築物等をつくるときには、周辺の景観の特徴に応じた配慮や良好な景観形成に資する取り組みを進めましょう。

ア 景観を意識した建築物等の「自主的配慮」 ～いいものをつくりましょう～

- 建築物等の計画・設計にあたっては、自らの考えやセンス等をいかしつつ、周辺環境やまちなみに調和するよう配慮し、より優れた景観を形成していきましょう。
- 市では、豊中市都市景観条例に基づき景観への配慮事項を「景観配慮指針」として示すほか、景観形成上の様々な工夫をまとめた手引書「まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」や都市デザインアドバイザーによる相談制度を用意しています。これらを活用し、景観形成への配慮について考え、工夫を取り入れていきましょう。



まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）

イ 豊中市都市景観条例に基づく大規模建築物等の「誘導」

～よりよいものをめざしましょう～

- 大規模な建築物等は景観に大きな影響を及ぼすため、景観形成においてより一層の創意工夫が求められます。
- 市では、一定規模以上の建築物等に対し、よりよい建物づくりにむけ、豊中市都市景観条例に基づく「景観配慮指針」に基づき、周辺の景観への配慮等を求める助言・指導を行うほか、景観形成上の様々な工夫をまとめた手引書「まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」の活用により、事業者等に景観面での工夫を促すとともに、また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を受けながら、質の高い建築物等となるよう、誘導を行います。このような良好な景観形成につながる考え方も積極的に取り入れ、よりよい建築物等をめざしましょう。

② 建築物等による景観形成

優れた景観を形成していくためには、周辺の景観と調和する建築物等を「つくる」ことが求められます。建築物や工作物をつくる、開発行為でまちをつくるといった行いは、良好な景観を形成する一大機会であり、50年、あるいは100年通じる景観を形成することが必要です。また、周辺の景観に配慮した優れたデザインの建築物等は、まちの一部として永く残り、周辺住民等からも愛されるものとなります。



デッキ部分などの植栽とレンガ壁の調和が生み出す景観（SENTRITO）

建築物等をつくるときには、周辺の景観の特徴に応じた配慮や良好な景観形成に資する取り組みを進めましょう。

ア 景観を意識した建築物等の「自主的配慮」 ～いいものをつくりましょう～

- 建築物等の計画・設計にあたっては、自らの考えやセンス等をいかしつつ、周辺環境やまちなみに調和するよう配慮し、より優れた景観を形成していきましょう。
- 市では、豊中市都市景観条例に基づき景観への配慮事項を「景観配慮指針」として示すほか、景観形成上のさまざまな工夫をまとめた手引書「まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」や都市デザインアドバイザーによる相談制度を用意しています。これらを活用し、景観形成への配慮について考え、工夫を取り入れていきましょう。



まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）

イ 豊中市都市景観条例に基づく大規模建築物等の「誘導」

～よりよいものをめざしましょう～

- 大規模な建築物等は景観に大きな影響を及ぼすため、景観形成においてより一層の創意工夫が求められます。
- 市では、一定規模以上の建築物等に対し、よりよい建物づくりにむけ、豊中市都市景観条例に基づく「景観配慮指針」に基づき、周辺の景観への配慮等を求める助言・指導を行うほか、景観形成上のさまざまな工夫をまとめた手引書「まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」の活用により、事業者等に景観面での工夫を促すとともに、また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を受けながら、質の高い建築物等となるよう、誘導を行います。このような良好な景観形成につながる考え方も積極的に取り入れ、よりよい建築物等をめざしましょう。



ウ 景観法に基づく大規模建築物等の「規制」

～悪いものにならないように一定の水準を確保します～

- 市は、大規模建築物等を計画・設計するにあたって景観形成上最低限まもるべきルールを、景観法に基づく「景観形成基準」（第8章 景観法に基づく事項等）を参照）として定めます。基準に適合しない等、景観形成に悪影響を及ぼす事業・計画等に対しては、景観法に基づく勧告、変更命令を行い、是正を促し、景観の維持と改善に取り組みます。
- 最低限まもるルールとして遵守し、周辺の景観と調和した建築物等を計画していきましょう。

③屋外広告物による景観形成

屋外広告物は、効果的に掲出することでまちのにぎわいや活気の演出にも寄与しますが、その一方で、乱雑・過剰な広告物の掲出は景観を阻害することにもなります。

屋外広告物も都市景観を構成する重要な要素として認識し、周辺景観との調和等にも配慮した屋外広告物の掲出を進めていきましょう。

ア 景観を意識した屋外広告物の「自主的配慮」 ～いいものをつくりましょう～

- 建築物だけではなく、屋外広告物の掲出にあたって、自らの取り組みが景観の一部を形づくっていることを認識して、周辺景観への配慮や調和を心がけましょう。
- 市では、景観形成上の様々な工夫をまとめた「まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）」を作成しています。これらを活用し、まちの魅力を高める屋外広告物を掲出しましょう。



まちなみづくりの手引き  
（屋外広告物編）

イ 豊中市都市景観条例による屋外広告物の「誘導」

～よりよいものをめざしましょう～

- 大規模な屋外広告は景観に大きな影響を及ぼすため、景観形成においてより一層の創意工夫が求められます。
- 市では、大規模な屋外広告物のデザイン・設計に対しては、豊中市都市景観条例に基づく「景観配慮指針」に基づき、周辺の景観への配慮等を求めるほか、「まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）」の活用による景観面での工夫や配慮を促します。また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて都市デザインアドバイザーからのアドバイスをうけながら、助言・指導を行います。このような良好な景観形成につながる考え方も積極的に取り入れ、まちの魅力を高めるような屋外広告物をめざしましょう。

ウ 景観法に基づく大規模建築物等の「規制」

～悪いものにならないように一定の水準を確保します～

- 市は、大規模建築物等を計画・設計するにあたって景観形成上最低限まもるべきルールを、景観法に基づく「景観形成基準」（第8章 景観法に基づく事項等）を参照）として定めます。基準に適合しない等、景観形成に悪影響を及ぼす事業・計画等に対しては、景観法に基づく勧告、変更命令を行い、是正を促し、景観の維持と改善に取り組みます。
- 最低限まもるルールとして遵守し、周辺の景観と調和した建築物等を計画していきましょう。

③屋外広告物による景観形成

屋外広告物は、効果的に掲出することでまちのにぎわいや活気の演出にも寄与しますが、その一方で、乱雑・過剰な広告物の掲出は景観を阻害することにもなります。

屋外広告物も都市景観を構成する重要な要素として認識し、周辺景観との調和等にも配慮した屋外広告物の掲出を進めていきましょう。

ア 景観を意識した屋外広告物の「自主的配慮」 ～いいものをつくりましょう～

- 建築物だけではなく、屋外広告物の掲出にあたって、自らの取り組みが景観の一部を形づくっていることを認識して、周辺景観への配慮や調和を心がけましょう。
- 市では、景観形成上のさまざまな工夫をまとめた「まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）」を作成しています。これらを活用し、まちの魅力を高める屋外広告物を掲出しましょう。



まちなみづくりの手引き  
（屋外広告物編）

イ 豊中市都市景観条例による屋外広告物の「誘導」

～よりよいものをめざしましょう～

- 大規模な屋外広告は景観に大きな影響を及ぼすため、景観形成においてより一層の創意工夫が求められます。
- 市では、大規模な屋外広告物のデザイン・設計に対しては、豊中市都市景観条例に基づく「景観配慮指針」に基づき、周辺の景観への配慮等を求めるほか、「まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）」の活用による景観面での工夫や配慮を促します。また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて都市デザインアドバイザーからのアドバイスをうけながら、助言・指導を行います。このような良好な景観形成につながる考え方も積極的に取り入れ、まちの魅力を高めるような屋外広告物をめざしましょう。



ウ 屋外広告物法・屋外広告物条例に基づく屋外広告物の「規制」

～悪いものにならないように一定の水準を確保します～

- 市では、良好な景観の形成及び公衆への危害防止のため、屋外広告物法に基づく豊中市屋外広告物条例を制定し、最低限もるべきルールとして具体的な制限内容や許可基準等を定め、一定の水準の確保に取り組みます。
- ルールを遵守し、周辺の景観と調和するとともに、危害等を及ぼさない安全な屋外広告物等を設置していきましょう。

エ 屋外広告物の「活用」

- 屋外広告物は商業環境の活性化に役立ちます。地域で大きさや設置位置を揃える等のルールを設けたり、デザインを工夫しあう等、屋外広告物をまちの魅力づくりに活用することもできます。屋外広告物に関する協定を結ぶ等、商業環境のまちづくりに積極的にいかすことを考えていきましょう。
- のれんやバナー等の屋外広告物も、効果的に掲出することで、にぎわいや雰囲気づくり、季節感の演出等に役立ちます。また、デザインや材質も様々に工夫できるものです。まちなみの表情とあわせた屋外広告物の掲出で、まちに彩りを添え、歩いて楽しくなる空間づくりに役立てましょう。
- 屋外広告物は、商店等にとっては、店名だけでなく店や商品のイメージも発信するツールでもあります。また、企業にとってはC<sup>アイ</sup>（コーポレート・アイデンティティ）のツールであり、企業イメージを表現するものです。良好な屋外広告物を掲出することは、結果的に企業イメージの向上につながります。地域に根づいた商店・企業であることを屋外広告物を通じてアピールする等、地域への貢献を表現しながら、良好な屋外広告物景観をつくっていきましょう。



良好な屋外広告物の例



良好な屋外広告物の例

ウ 屋外広告物法・屋外広告物条例に基づく屋外広告物の「規制」

～悪いものにならないように一定の水準を確保します～

- 市では、良好な景観の形成及び公衆への危害防止のため、屋外広告物法に基づく豊中市屋外広告物条例を制定し、最低限もるべきルールとして具体的な制限内容や許可基準等を定め、一定の水準の確保に取り組みます。
- ルールを遵守し、周辺の景観と調和するとともに、危害等を及ぼさない安全な屋外広告物等を設置していきましょう。

エ 屋外広告物の「活用」

- 屋外広告物は商業環境の活性化に役立ちます。地域で大きさや設置位置を揃える等のルールを設けたり、デザインを工夫しあう等、屋外広告物をまちの魅力づくりに活用することもできます。屋外広告物に関する協定を結ぶ等、商業環境のまちづくりに積極的にいかすことを考えていきましょう。
- のれんやバナー等の屋外広告物も、効果的に掲出することで、にぎわいや雰囲気づくり、季節感の演出等に役立ちます。また、デザインや材質もさまざまに工夫できるものです。まちなみの表情とあわせた屋外広告物の掲出で、まちに彩りを添え、歩いて楽しくなる空間づくりに役立てましょう。
- 屋外広告物は、商店等にとっては、店名だけでなく店や商品のイメージも発信するツールでもあります。また、企業にとってはC<sup>アイ</sup>（コーポレート・アイデンティティ）のツールであり、企業イメージを表現するものです。良好な屋外広告物を掲出することは、結果的に企業イメージの向上につながります。地域に根づいた商店・企業であることを屋外広告物を通じてアピールする等、地域への貢献を表現しながら、良好な屋外広告物景観をつくっていきましょう。



良好な屋外広告物の例



良好な屋外広告物の例



④景観資源の保全・活用による景観形成

本市の様々な場所に位置する歴史的あるいは景観上特徴のある資源、市民に永く親しまれている景観資源を保全するとともに、それらを積極的に景観形成にいかしていくことも大切です。



地域に息づく景観資源（大塚古墳）

ア 景観資源の保全に向けた「意識の醸成」

- 歴史的な景観資源や景観上特徴があり、周辺住民等からも愛される景観資源は、本市の「共有資産」としての価値が認められるものですが、保全に向けては所有者の理解が欠かせません。
- 所有者及び周辺住民等で景観資源の重要性を認識・共有し、大切にしていきたいと思います。

イ 景観資源の「保全」

- 所有者等の理解が得られた景観資源について、豊中市都市景観条例や景観法、その他の制度の活用等により、保全していきます。

A) 豊中市都市景観条例に基づく都市景観形成建築物等の指定による「保全」

- 都市景観の形成上、保存する価値があると認められる重要な建築物、工作物その他の物件の保全・活用には、豊中市都市景観条例に基づく「都市景観形成建築物等」のしくみが使えます。
- 指定物件の維持・管理においては経済的・技術的支援が受けられます。

B) 景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定による「保全」

- 景観上重要な建築物や工作物、樹木等の保全には、景観法に基づく「景観重要建造物・景観重要樹木」のしくみもあります。
- 景観重要建造物及び景観重要樹木は景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。
- 指定物件の維持・管理には法に基づく景観整備機構の助力を得られたり、税制面での優遇措置を受けることができます。

C) その他文化財やみどり関連制度による「保全」

- 指定文化財や登録文化財等の文化財関連の制度や、保護樹木・保護樹林等のしくみも景観資源の保全に役立ちます。所有者等の意向をふまえ、適したしくみを運用します。

ウ 景観資源の「活用」

- 市では、市民が大切にしている景観資源に関する情報発信や、景観資源を生かした活動を展開する等、景観資源をまちづくり等に積極的にいかす等し、歴史・文化をいかしたまちづくりを進めます。

④景観資源の保全・活用による景観形成

本市のさまざまな場所に位置する歴史的あるいは景観上特徴のある資源、市民に永く親しまれている景観資源を保全するとともに、それらを積極的に景観形成にいかしていくことも大切です。



地域に息づく景観資源（大塚古墳）

ア 景観資源の保全に向けた「意識の醸成」

- 歴史的な景観資源や景観上特徴があり、周辺住民等からも愛される景観資源は、本市の「共有資産」としての価値が認められるものですが、保全に向けては所有者の理解が欠かせません。
- 所有者及び周辺住民等で景観資源の重要性を認識・共有し、大切にしていきたいと思います。

イ 景観資源の「保全」

- 所有者等の理解が得られた景観資源について、豊中市都市景観条例や景観法、その他の制度の活用等により、保全していきます。

A) 豊中市都市景観条例に基づく都市景観形成建築物等の指定による「保全」

- 都市景観の形成上、保存する価値があると認められる重要な建築物、工作物その他の物件の保全・活用には、豊中市都市景観条例に基づく「都市景観形成建築物等」のしくみが使えます。
- 指定物件の維持・管理においては経済的・技術的支援が受けられます。

B) 景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定による「保全」

- 景観上重要な建築物や工作物、樹木等の保全には、景観法に基づく「景観重要建造物・景観重要樹木」のしくみもあります。
- 景観重要建造物及び景観重要樹木は景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。
- 指定物件の維持・管理には法に基づく景観整備機構の助力を得られたり、税制面での優遇措置を受けることができます。

C) その他文化財やみどり関連制度による「保全」

- 指定文化財や登録文化財等の文化財関連の制度や、保護樹木・保護樹林等のしくみも景観資源の保全に役立ちます。所有者等の意向をふまえ、適したしくみを運用します。

ウ 景観資源の「活用」

- 市では、市民が大切にしている景観資源に関する情報発信や、景観資源を生かした活動を展開する等、景観資源をまちづくり等に積極的にいかす等し、歴史・文化をいかしたまちづくりを進めます。



第6章

重点的な地区の景観形成

1. 重点的に取り組む景観形成

本市の全ての地区で良好な景観を感じてもらうことができるようになるためには、それぞれの地区の特性や課題に応じてまもるべきまちのルールを定め、そのルールに沿って着実に景観形成に取り組んでいく「重点的な地区」を増やしていくことが効果的です。

そのため、住民や事業者等が自ら主体的に取り組む地区や、市が積極的に景観形成を推進する必要がある地区について、協働の取り組みのもとルールづくりを進め、隣接する地区や、特性等の類似する地区への波及をめざします。

(1) 市民・事業者等の取り組み

重点的な地区として良好な景観を形成していくためのルールづくりを進めていくためには、そこでの暮らしや事業活動等を通じて、地区の特性や課題をよく知る住民や事業者等が主体となった景観形成の取り組みが求められます。

そのため、市はそれぞれの地区にふさわしいルールづくりが進められるように、必要な助言や支援を行う等の協働の取り組みを進めます。



良好な住環境保全に向けて景観形成協定が締結されている永楽荘桜自治会地区

①市民・事業者の主体的取り組み

- 地区の景観に着目し、景観形成の重要性や景観まちづくりの必要性を考えてみましょう。
- 地区の市民・事業者等が話し合えるテーブル（場）や協議会といった組織づくりと合わせて、地区全体に景観形成の機運を広げていきましょう。
- 協議会等での話し合いを通じて、地区の景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等について考えていきましょう。
- 地区内の合意形成を経てまとめたルールを担保するため、地区の実情や合意形成の状況に応じて適切な手法やしぐみを選択し、活用していきましょう。
- 本市の景観特性に応じて景観形成を積極的に図っていくことが求められる地区においては、本計画の考え方に基つきながら、市が積極的に市民・事業者等に景観形成の取り組みを働きかけます。協働の取り組みにより、地区の特性に応じたルールづくり等をめざしましょう。
- 駅周辺の商店街における協議会が主体となったにぎわいの景観まちづくりや、工場地における企業の協議会が主体となったうおいのある景観まちづくり等もルールづくりにつながります。景観をきっかけににぎわいの創出や地域環境の改善につなげる取り組みを進めましょう。



住民発意の地区計画策定が進む緑丘地区

第6章

重点的な地区の景観形成

1. 重点的に取り組む景観形成

本市の全ての地区で良好な景観を感じてもらうことができるようになるためには、それぞれの地区の特性や課題に応じてまもるべきまちのルールを定め、そのルールに沿って着実に景観形成に取り組んでいく「重点的な地区」を増やしていくことが効果的です。

そのため、住民や事業者等が自ら主体的に取り組む地区や、市が積極的に景観形成を推進する必要がある地区について、協働の取り組みのもとルールづくりを進め、隣接する地区や、特性等の類似する地区への波及をめざします。

(1) 市民・事業者等の取り組み

重点的な地区として良好な景観を形成していくためのルールづくりを進めていくためには、そこでの暮らしや事業活動等を通じて、地区の特性や課題をよく知る住民や事業者等が主体となった景観形成の取り組みが求められます。

そのため、市はそれぞれの地区にふさわしいルールづくりが進められるように、必要な助言や支援を行う等の協働の取り組みを進めます。



良好な住環境保全に向けて都市景観形成推進地区の指定、地区計画を決定した永楽荘地区

①市民・事業者の主体的取り組み

- 地区の景観に着目し、景観形成の重要性や景観まちづくりの必要性を考えてみましょう。
- 地区の市民・事業者等が話し合えるテーブル（場）や問題意識を共有する仲間づくりと合わせて、地区全体に景観形成の機運を広げていきましょう。
- 協議会等での話し合いを通じて、地区の景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等について考えていきましょう。
- 地区内の合意形成を経てまとめたルールを担保するため、地区の実情や合意形成の状況に応じて適切な手法やしぐみを選択し、活用していきましょう。
- 本市の景観特性に応じて景観形成を積極的に図っていくことが求められる地区においては、本計画の考え方に基つきながら、市が積極的に市民・事業者等に景観形成の取り組みを働きかけます。協働の取り組みにより、地区の特性に応じたルールづくり等をめざしましょう。
- 駅周辺の商店街における協議会が主体となったにぎわいの景観まちづくりや、工場地における企業の協議会が主体となったうおいのある景観まちづくり等もルールづくりにつながります。景観をきっかけににぎわいの創出や地域環境の改善につなげる取り組みを進めましょう。



住民発意のもと、地区計画の決定がされた緑丘地区



②地区の状況に応じたルールの見直し

- 現在、まちのルールを有している地区においても、まちの状況や変化に対応するため、市の支援策を活用しながら、良好な景観形成に資するルールを将来にわたって継続・発展させましょう。

〔発展的なルールの見直し例〕

- ・自治会申し合わせ等の緩やかなルールを法や条例等の法的根拠のあるルールに高めていく
- ・現在、締結している景観形成協定のルールを期間終了後も継続する
- ・現在地区計画が策定されているものの、景観の変化に対応すべく新たに景観形成基準を取り入れる
- ・建築協定の一人協定を地区住民の主体的な取り組みへと発展させる 等



~~自治会の申し合わせから景観形成協定へと発展させた新千里南町9丁目住宅自治会地区~~

②地区の状況に応じたルールの見直し

- 現在、まちのルールを有している地区においても、まちの状況や変化に対応するため、市の支援策を活用しながら、良好な景観形成に資するルールを将来にわたって継続・発展させましょう。

〔発展的なルールの見直し例〕

- ・自治会申し合わせ等の緩やかなルールを法や条例等の法的根拠のあるルールに高めていく
- ・現在、締結している景観形成協定のルールを期間終了後も継続する
- ・現在地区計画が策定されているものの、景観の変化に対応すべく新たに景観形成基準を取り入れる
- ・建築協定の一人協定を地区住民の主体的な取り組みへと発展させる 等



自治会の申し合わせから都市景観形成推進地区へと発展させた新千里北町2丁目地区

(2) 市が先導する取り組み

再開発や土地区画整理、大規模住宅団地の建て替えといった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市が将来のまちづくりの方向性を考慮した上で、景観形成のルールづくりを地権者等に働きかけ、効果的なしくみの活用を推進する等の取り組みを進めます。

- 市では、大きなまちなみの変化が伴う機会をとらえて、地権者等との協議を進めることで、周辺環境への配慮や良好な景観形成へとつながる取り組みを行います。
- 協議を経て地権者等との合意がなされたルール等は景観計画等に位置づけ、建て替えや土地利用の変更、所有者の変更がなされた場合であっても、良好な景観形成が継承されるよう必要な事項を担保していきます。



~~団地の建て替えにあわせて地区計画を策定した新千里西町8団地地区地区計画~~

(2) 市が先導する取り組み

再開発や土地区画整理、大規模住宅団地の建て替えといった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市が将来のまちづくりの方向性を考慮した上で、景観形成のルールづくりを地権者等に働きかけ、効果的なしくみの活用を推進する等の取り組みを進めます。

- 市では、大きなまちなみの変化が伴う機会をとらえて、地権者等との協議を進めることで、周辺環境への配慮や良好な景観形成へとつながる取り組みを行います。
- 協議を経て地権者等との合意がなされたルール等は景観計画等に位置づけ、建て替えや土地利用の変更、所有者の変更がなされた場合であっても、良好な景観形成が継承されるよう必要な事項を担保していきます。



地区の再整備にあわせて都市景観形成推進地区を指定した北緑丘1丁目地区



## 2. 各種法制度を活用した総合的な取り組み

良好な景観を形成していくためのルールづくりには、景観法や豊中市都市景観条例に基づくもののほか、都市計画法や建築基準法、都市緑地法、文化財保護法等様々な法制度を総合的に組み合わせながら活用していくことが効果的なものとなります。

そのため、それらの法制度を総合的に組み合わせながら、地区の特性や課題に応じたルールづくりを進めていくため、景観部局だけでなく分野ごとに分かれている施策に関連する部局との連携を図るとともに、市民・事業者等の取り組みに対して支援を行います。

### (1) 各種法・条例によるしくみ

良好な景観形成を効果的に進めていくためのルールには、以下のような法・条例によるしくみが活用できます。

- ① 景観形成協定（豊中市都市景観条例）
- ② 景観協定（景観法）
- ③ 景観計画・都市景観形成推進地区（景観法・豊中市都市景観条例）
- ④ 景観地区（景観法・都市計画法）
- ⑤ 地区計画（都市計画法）
- ⑥ 建築協定（建築基準法）
- ⑦ 緑地協定（都市緑地法）

### (2) 住民発意による申し出制度

本市では、住民のみなさんや事業者の方の発意により、法的な根拠に基づくルールを定めていくためのしくみとして、景観法に基づく景観計画に建築物等の色彩や形態等に関する基準を定める都市景観形成推進地区の案となるべき事項を申し出ることのできる制度や、敷地の大きさや壁面位置、建築物の高さ等に関する地区計画の案となるべき事項を申し出ることのできる制度があります。

また、住民発意の取り組みを支援するため、活動助成や専門家派遣等の支援制度のしくみを用意していますので、積極的に活用していきましょう。

## 2 各種法制度を活用した総合的な取り組み

良好な景観を形成していくためのルールづくりには、景観法や豊中市都市景観条例に基づくもののほか、都市計画法や建築基準法、都市緑地法、文化財保護法等さまざまな法制度を総合的に組み合わせながら活用していくことが効果的なものとなります。

そのため、それらの法制度を総合的に組み合わせながら、地区の特性や課題に応じたルールづくりを進めていくため、景観部局だけでなく分野ごとに分かれている施策に関連する部局との連携を図るとともに、市民・事業者等の取り組みに対して支援を行います。

### (1) 各種法・条例によるしくみ

良好な景観形成を効果的に進めていくためのルールには、以下のような法・条例によるしくみが活用できます。

- ① 景観形成協定（豊中市都市景観条例）
- ② 景観協定（景観法）
- ③ 景観計画・都市景観形成推進地区（景観法・豊中市都市景観条例）
- ④ 景観地区（景観法・都市計画法）
- ⑤ 地区計画（都市計画法）
- ⑥ 建築協定（建築基準法）
- ⑦ 緑地協定（都市緑地法）

### (2) 住民発意による申し出制度

本市では、住民のみなさんや事業者の方の発意により、法的な根拠に基づくルールを定めていくためのしくみとして、景観法に基づく景観計画に建築物等の色彩や形態等に関する基準を定める都市景観形成推進地区の案となるべき事項を申し出ることのできる制度や、敷地の大きさや壁面位置、建築物の高さ等に関する地区計画の案となるべき事項を申し出ることのできる制度があります。

また、住民発意の取り組みを支援するため、活動助成や専門家派遣等の支援制度のしくみを用意していますので、積極的に活用していきましょう。



各種法制度を活用した地区の事例



永楽荘~~自治会~~地区~~景観形成協定~~



新千里南町3丁目住宅自治会地区景観形成協定



ドリームハウス旭丘建築協定



待兼山町南地区建築協定



東豊中町6-1地区緑地協定



東豊中第一団地地区地区計画



千里中央地区地区計画



東豊中風致地区

各種法制度を活用した地区の事例



永楽荘地区~~都市景観形成推進地区~~  
永楽荘地区地区計画



新千里南町3丁目住宅自治会地区景観形成協定



ドリームハウス旭丘建築協定



待兼山町南地区建築協定



東豊中町6-1地区緑地協定



東豊中第一団地地区地区計画



千里中央地区地区計画



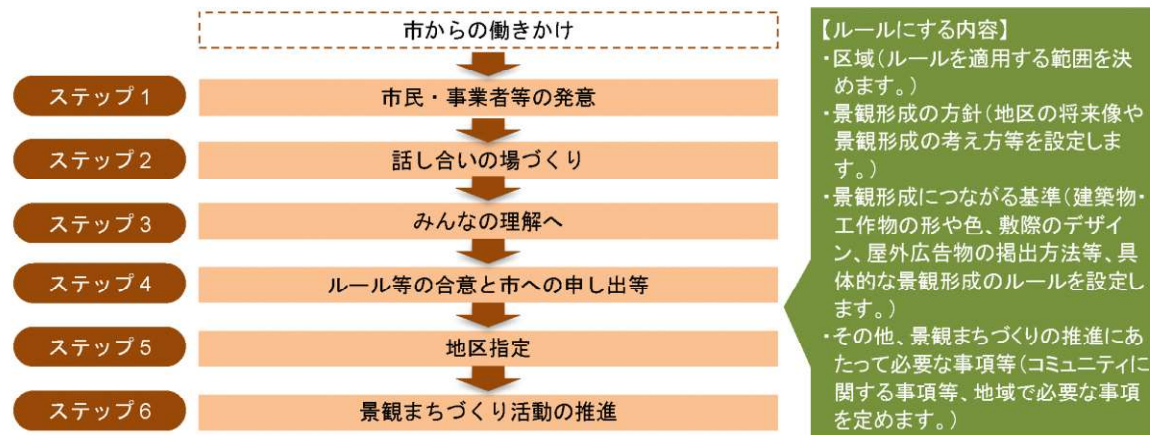
東豊中風致地区



### 3. 重点的な地区の景観形成のステップ

重点的な地区としてルールを定めるための取り組みは、土地や建物の所有者、住民等の合意に基づき進めていく必要があります。下図にあるようなステップを基本に進めていきます。

#### (1) 市民・事業者等が発意する取り組みのステップ



景観形成のステップ（市民・事業者等が発意する取り組み）

#### ①ステップ1：発意

- 住みごこちを良くしたい、何か楽しいことを始めてみたい・・・思いついたら、まず、となり近所や地域のみなさんで気軽に話し合ってみましょう。
- 地区の特性に応じた景観形成を積極的に図っていくことが求められる地区では、地区の状況に応じて市から地区内の住民や事業者等に働きかけていきます。

#### ②ステップ2：話し合いの場づくり

- 地区等で継続して話し合うためのテーブル（場）や協議会等の組織づくりを進めましょう。井戸端会議のような、気軽に話し合う場でも構いません。

#### ③ステップ3：みんなの理解へ

- 活動を盛り上げていくための取り組み（例：ニュースの発行、勉強会や視察の開催、まちあるきの開催等）、あるいは自ら楽しく景観に関わる活動（例：清掃、花植え、祭り・イベントの実施等）を通じて、みんなの理解がえられるよう取り組みを進めましょう。

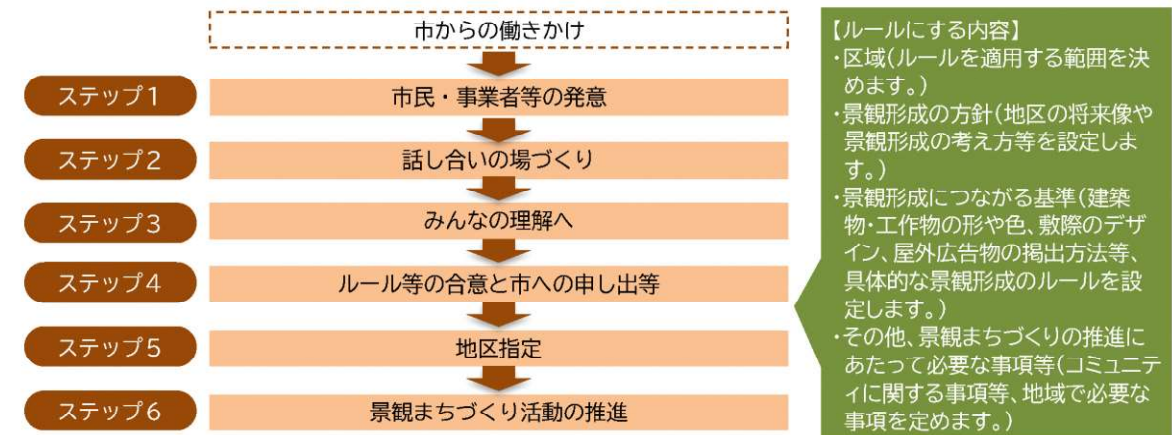
#### ④ステップ4：ルール等の合意と市への申し出等

- 協議会等での話し合いを通じて、地区の景観形成の目標や方針、具体的な基準等をルールとしてまとめていきます。
- 地区内で関係者の合意を得てまとめられたルールは、定める内容に応じて市に申し出等を行っていきます。

### 3 重点的な地区の景観形成のステップ

重点的な地区としてルールを定めるための取り組みは、土地や建物の所有者、住民等の合意に基づき進めていく必要があります。下図にあるようなステップを基本に進めていきます。

#### (1) 市民・事業者等が発意する取り組みのステップ



景観形成のステップ（市民・事業者等が発意する取り組み）

#### ①ステップ1：市民・事業者等の発意

- 住みごこちを良くしたい、何か楽しいことを始めてみたい・・・思いついたら、まず、となり近所や地域のみなさんで気軽に話し合ってみましょう。
- 地区の特性に応じた景観形成を積極的に図っていくことが求められる地区では、地区の状況に応じて市から地区内の住民や事業者等に働きかけていきます。

#### ②ステップ2：話し合いの場づくり

- 地区等で継続して話し合うためのテーブル（場）や協議会等の組織づくりを進めましょう。井戸端会議のような、気軽に話し合う場でも構いません。

#### ③ステップ3：みんなの理解へ

- 活動を盛り上げていくための取り組み（例：ニュースの発行、勉強会や視察の開催、まちあるきの開催等）、あるいは自ら楽しく景観に関わる活動（例：清掃、花植え、祭り・イベントの実施等）を通じて、みんなの理解がえられるよう取り組みを進めましょう。

#### ④ステップ4：ルール等の合意と市への申し出等

- 協議会等での話し合いを通じて、地区の景観形成の目標や方針、具体的な基準等をルールとしてまとめていきます。
- 地区内で関係者の合意を得てまとめられたルールは、定める内容に応じて市に申し出等を行っていきます。



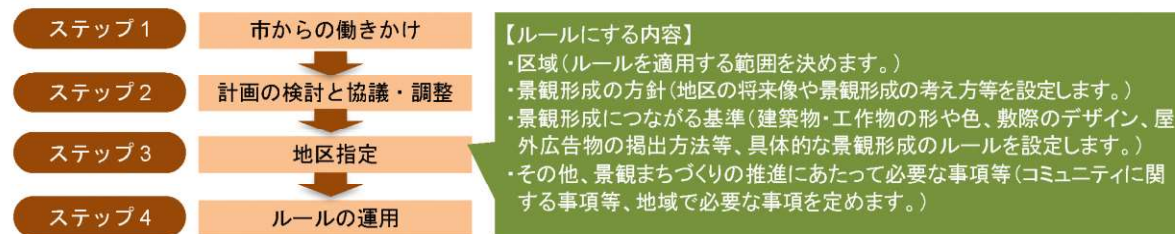
⑤ステップ5：地区指定

- 申し出等をもとに市で検討を行い、ルール等を担保するために景観計画や地区計画等に定めます。

⑥ステップ6：景観まちづくり活動の推進

- ルールができたら景観まちづくりが終了、というわけではありません。計画策定以降も引き続き、楽しさも加味しながら地区での景観まちづくり活動を続けていきましょう。

(2) 市が先導する取り組みのステップ



景観形成のステップ(市が先導する取り組み)

①ステップ1：市からの働きかけ

- 再開発や土地区画整理、大規模住宅団地の建て替えといった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市から地権者等へ働きかけを行います。

②ステップ2：計画の検討と協議・調整

- 市で地区周辺のまちづくりの方向性や、周辺の状況を鑑みて、景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等を検討し、地権者等と協議・調整を行います。

③ステップ3：地区指定

- 地権者等との合意を得てまとめられたルールを担保するために、景観計画や地区計画等に定めます。

④ステップ4：ルールの運用

- ルールを運用し、良好な景観形成を進めるとともに、将来的なまちなみの変化に備えます。
- 土地利用や社会経済状況の変化等、必要に応じてルールの付加・充実等を検討し、良好なまちなみが形成されるような誘導を行います。

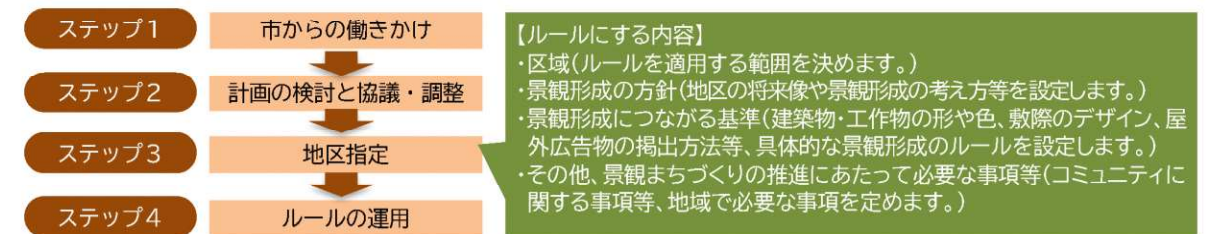
⑤ステップ5：地区指定

- 申し出等をもとに市で検討を行い、ルール等を担保するために景観計画や地区計画等に定めます。

⑥ステップ6：景観まちづくり活動の推進

- ルールができたら景観まちづくりが終了、というわけではありません。計画策定以降も引き続き、楽しさも加味しながら地区での景観まちづくり活動を続けていきましょう。

(2) 市が先導する取り組みのステップ



景観形成のステップ(市が先導する取り組み)

①ステップ1：市からの働きかけ

- 再開発や土地区画整理、大規模住宅団地の建て替えといった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市から地権者等へ働きかけを行います。

②ステップ2：計画の検討と協議・調整

- 市で地区周辺のまちづくりの方向性や、周辺の状況を鑑みて、景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等を検討し、地権者等と協議・調整を行います。

③ステップ3：地区指定

- 地権者等との合意を得てまとめられたルールを担保するために、景観計画や地区計画等に定めます。

④ステップ4：ルールの運用

- ルールを運用し、良好な景観形成を進めるとともに、将来的なまちなみの変化に備えます。
- 土地利用や社会経済状況の変化等、必要に応じてルールの付加・充実等を検討し、良好なまちなみが形成されるような誘導を行います。



## 第7章 各主体の役割・取り組み体制

### 1. 市民・事業者・行政の役割

良好な景観をまもり、つくり、そだて、いかし、次世代に継承していくには、市民・事業者・NPO・行政等が、それぞれ景観に対して深い関心と共通の認識を持ち、互いに心を通わせ対話と協力をしながら、自主的かつ自発的に取り組むことを基本として、協働の景観まちづくりの推進にむけ、市民・事業者等の役割に応じた取り組みを行っていきましょう。

#### (1) 市民の役割

##### 【地域の景観を知りましょう】

- 市民は、まちの「主役」として地域の環境に関心を持ち、自らの家も景観をつくる要素の一つであることを認識しましょう。
- 住まいのまわりや、身近な地域にどのような自然・歴史・文化があるのかを調べてみましょう。
- わがまちの景観を楽しみましょう。

##### 【景観に配慮しましょう】

- 家の周りや地域の清掃、緑化等に取り組みましょう。
- 外壁や塀等の汚れや傷みも景観を乱します。良好なまちなみを保つためにも適切な維持・管理に努めましょう。
- ごみのポイ捨て、違法駐車や路上駐輪等の迷惑行為も景観を乱します。身近な生活行動も景観に影響することを再認識し、マナーをまもりましょう。
- 決められたルール・申し合わせ等をまもるとともに、新築・改築・修繕等にあたっては地域の景観との調和に配慮しましょう。

##### 【景観の質を高めましょう】

- 玄関や窓辺を花で飾る、適度な灯りの照明で夜景を演出する等、生活空間を彩りましょう。
- 景観まちづくりを実践する活動、景観形成のルールづくり等の活動に自主的に参加しましょう。
- 市の実施する景観施策・まちづくり施策に協力しましょう。

##### 【大人から子どもまで、みんなで協力して景観形成に取り組まましょう】

- 世代を超えて、大人から子どもまで、景観に親しみ、楽しく関わっていきましょう。
- ご近所で、あるいは気の合う仲間を募り、緑化、歴史・文化の発見等、共通の話題やテーマを持つものどうしがみんなで協力する等、地域や市全体の魅力を高める景観形成の取り組みを進めましょう。

## 第7章 各主体の役割・取り組み体制

### 1 市民・事業者・行政の役割

良好な景観をまもり、つくり、そだて、いかし、次世代に継承していくには、市民・事業者・NPO・行政等が、それぞれ景観に対して深い関心と共通の認識を持ち、互いに心を通わせ対話と協力をしながら、自主的かつ自発的に取り組むことを基本として、協働の景観まちづくりの推進にむけ、市民・事業者等の役割に応じた取り組みを行っていきましょう。

#### (1) 市民の役割

##### 【地域の景観を知りましょう】

- 市民は、まちの「主役」として地域の環境に関心を持ち、自らの家も景観をつくる要素の一つであることを認識しましょう。
- 住まいのまわりや、身近な地域にどのような自然・歴史・文化があるのかを調べてみましょう。
- わがまちの景観を楽しみましょう。

##### 【景観に配慮しましょう】

- 家の周りや地域の清掃、緑化等に取り組ましましょう。
- 外壁や塀等の汚れや傷みも景観を乱します。良好なまちなみを保つためにも適切な維持・管理に努めましょう。
- ごみのポイ捨て、違法駐車や路上駐輪等の迷惑行為も景観を乱します。身近な生活行動も景観に影響することを再認識し、マナーをまもりましょう。
- 決められたルール・申し合わせ等をまもるとともに、新築・改築・修繕等にあたっては地域の景観との調和に配慮しましょう。

##### 【景観の質を高めましょう】

- 玄関や窓辺を花で飾る、適度な灯りの照明で夜景を演出する等、生活空間を彩りましょう。
- 景観まちづくりを実践する活動、景観形成のルールづくり等の活動に自主的に参加しましょう。
- 市の実施する景観施策・まちづくり施策に協力しましょう。

##### 【大人から子どもまで、みんなで協力して景観形成に取り組まましょう】

- 世代を超えて、大人から子どもまで、景観に親しみ、楽しく関わっていきましょう。
- ご近所で、あるいは気の合う仲間を募り、緑化、歴史・文化の発見等、共通の話題やテーマを持つものどうしがみんなで協力する等、地域や市全体の魅力を高める景観形成の取り組みを進めましょう。



(2) 事業者の役割

【地域の景観を知りましょう】

- 事業者は、企業市民として地域の景観に関心を持ちましょう。
- 景観資源を地域の共有財産としてとらえ、大切にしていきましょう。

【景観に配慮しましょう】

- 新たな建築行為や開発行為の際は、地域の景観を十分に把握し、良好な景観の形成及び周辺との調和に努めましょう。
- 事業所等の施設や屋外広告物等の美観維持に努めましょう。

【景観の質を高めましょう】

- 市民に親しまれる事業所・商業施設等にしていきましょう。
- 事業所等の施設も、地域景観を形成する重要な要素であることから、景観形成のためのルールづくりに住民とともに参加し、取り組みましょう。
- 市の実施する景観施策・まちづくり施策に協力しましょう。

【事業者同士で協力して景観形成に取り組みましょう】

- 事業者で構成する団体等で協力しながら、美化やにぎわいの創出に寄与するイベント等の実施、地域の演出を通じて、地域や市全体の魅力を高める景観形成の取り組みを進めましょう。

(3) 行政の役割

【先導的役割を担います】

- 各種公共事業においては良好な景観形成の先導的役割を担います。

【景観の形成を支援・誘導します】

- 市民や事業者が主体となる景観形成に向けた活動を促すため、景観の形成に関わる活動の支援を行います。
- 景観への配慮を促すため、事業者の建築・開発行為等に対する指導・誘導・規制を行います。

【景観の形成に総合的に取り組みます】

- 優れた景観の顕彰等、市民・事業者等の景観形成に対する意識の醸成を図ります。
- 様々な場面で景観意識の醸成に役立つ啓発を行う等、広範囲にわたる景観形成への取り組みを進めます。
- 都市計画、文化財、みどり、コミュニティ等、景観に関係する部局が相互に連携して良好な景観形成に取り組みます。
- 豊中らしさのある景観形成に向け、歴史・文化・伝統の継承に努めます。
- 本市の良好な住宅地に代表される都市景観のイメージを積極的に発信し、都市ブランドの構築や定住の促進等につなげる取り組みを進めます。

(2) 事業者の役割

【地域の景観を知りましょう】

- 事業者は、企業市民として地域の景観に関心を持ちましょう。
- 景観資源を地域の共有財産としてとらえ、大切にしていきましょう。

【景観に配慮しましょう】

- 新たな建築行為や開発行為の際は、地域の景観を十分に把握し、良好な景観の形成及び周辺との調和に努めましょう。
- 事業所等の施設や屋外広告物等の美観維持に努めましょう。

【景観の質を高めましょう】

- 市民に親しまれる事業所・商業施設等にしていきましょう。
- 事業所等の施設も、地域景観を形成する重要な要素であることから、景観形成のためのルールづくりに住民とともに参加し、取り組みましょう。
- 市の実施する景観施策・まちづくり施策に協力しましょう。

【事業者同士で協力して景観形成に取り組みましょう】

- 事業者で構成する団体等で協力しながら、美化やにぎわいの創出に寄与するイベント等の実施、地域の演出を通じて、地域や市全体の魅力を高める景観形成の取り組みを進めましょう。

(3) 行政の役割

【先導的役割を担います】

- 各種公共事業においては良好な景観形成の先導的役割を担います。

【景観の形成を支援・誘導します】

- 市民や事業者が主体となる景観形成に向けた活動を促すため、景観の形成に関わる活動の支援を行います。
- 景観への配慮を促すため、事業者の建築・開発行為等に対する指導・誘導・規制を行います。

【景観の形成に総合的に取り組みます】

- 優れた景観の顕彰等、市民・事業者等の景観形成に対する意識の醸成を図ります。
- さまざまな場面で景観意識の醸成に役立つ啓発を行う等、広範囲にわたる景観形成への取り組みを進めます。
- 都市計画、文化財、みどり、コミュニティ等、景観に関係する部局が相互に連携して良好な景観形成に取り組みます。
- 豊中らしさのある景観形成に向け、歴史・文化・伝統の継承に努めます。
- 本市の良好な住宅地に代表される都市景観のイメージを積極的に発信し、都市ブランドの構築や定住の促進等につなげる取り組みを進めます。



2. 都市景観形成に向けた体制

良好な都市景観の形成にあたっては、取り組みを推進していくための体制整備が必要となります。そのため、景観に関わる事項について専門的に審議する体制とあわせて、庁内での施策推進のための体制の整備を進めます。また、市民・事業者・NPOの取り組みを支援する体制の整備を進めます。

(1) 審議体制

①都市景観・屋外広告物審議会

- 市長に意見を述べる機関として、景観行政及び屋外広告物行政の方向性やあり方等に関して審議を行うとともに、景観に関わる事項の調査や研究、検討を行います。また、本計画が適切に運用されているか進行管理の審査役を担うとともに、計画や施策等の見直し等に関する助言等を行います。

②都市計画審議会

- 都市景観は都市計画との連携も必要であり、景観計画の策定及び変更（本計画の第8章が該当）に際して、「都市計画審議会」の意見を聴くことが景観法で規定されていることから、景観計画については都市計画の観点からの意見を反映させていきます。

(2) 専門家・団体

①都市デザインアドバイザー

- 建築物等の計画・設計にあたって、専門的な見地から助言を行うことを目的に設置しており、景観法に基づく届出に対する助言、公共事業におけるデザイン調整のほか、市民からの景観まちづくり相談等、景観まちづくり全般にわたる助言を行います。

②景観整備機構

- 景観法に基づく「景観整備機構」として専門組織やNPO等を指定することを検討し、専門性をいかした調査・研究や、研修会・勉強会の開催、景観重要建造物の管理等、各団体の得意とする能力や技術力をいかし、市と協働で景観形成に取り組みます。

2 都市景観形成に向けた体制

良好な都市景観の形成にあたっては、取り組みを推進していくための体制整備が必要となります。そのため、景観に関わる事項について専門的に審議する体制とあわせて、庁内での施策推進のための体制の整備を進めます。また、市民・事業者・NPOの取り組みを支援する体制の整備を進めます。

(1) 審議体制

①都市景観・屋外広告物審議会

- 市長に意見を述べる機関として、景観行政及び屋外広告物行政の方向性やあり方等に関して審議を行うとともに、景観に関わる事項の調査や研究、検討を行います。また、本計画が適切に運用されているか進行管理の審査役を担うとともに、計画や施策等の見直し等に関する助言等を行います。

②都市計画審議会

- 都市景観は都市計画との連携も必要であり、景観計画の策定及び変更（本計画の第8章が該当）に際して、「都市計画審議会」の意見を聴くことが景観法で規定されていることから、景観計画については都市計画の観点からの意見を反映させていきます。

(2) 専門家・団体

①都市デザインアドバイザー

- 建築物等の計画・設計にあたって、専門的な見地から助言を行うことを目的に設置しており、景観法に基づく届出に対する助言、公共事業におけるデザイン調整のほか、市民からの景観まちづくり相談等、景観まちづくり全般にわたる助言を行います。

②景観整備機構

- 景観法に基づく「景観整備機構」として専門組織やNPO等を指定することを検討し、専門性をいかした調査・研究や、研修会・勉強会の開催、景観重要建造物の管理等、各団体の得意とする能力や技術力をいかし、市と協働で景観形成に取り組みます。



(3) 庁内体制

- 部局間の連携から、事務・事業段階での連携・調整等、各段階に応じた効果的な組織体制をととのえます。
- 景観形成に対して庁内での施策の調整、連携事項の検討等を行う体制を整備し、都市景観・屋外広告物審議会や都市デザインアドバイザー等と連携しながら施策の推進を図ります。

(4) 関係団体等との連携

- 広域の景観は市域・府域を超えて連担するものであり、大阪府や隣接する近隣の自治体、景観形成に関連する関係機関（(独)都市再生機構（UR都市機構）、大阪府住宅供給公社、警察等）とも、景観施策の協調・連携を図ります。

(5) 市民・事業者・NPOの取り組みとの連携

- 市民・事業者・NPOが景観について関心を持ち、自ら景観形成に取り組んでいくにあたって、協力しやすい体制づくりを促します。必要に応じて、市民や事業者・行政、関係機関等により構成する景観協議会のしくみも活用します。
- 地域単位での自治会や協議会での活動、テーマに沿った各種グループ単位での活動、さらには市全体での情報交換・交流の活動について、環境やみどり、コミュニティ等各分野での支援体制と連携を図り、具体的な活動への支援とルールづくり等景観形成の取り組みのステップアップを促します。
- 教育部局等と連携を図り、景観に関する教育・学習の機会づくりに協働で取り組みます。

3. 計画の進行管理

具体的な景観形成の施策・事業等を計画（Plan）し、効果的に実施（Do）し、その実施状況・結果を確認、検証（Check）した上で、次期計画にその成果を反映し改善の取り組みへとつなげる（Action）「PDCAサイクル」を用いて進行管理を行います。

- 本計画は、基本的・普遍的事項を中心とした計画であることから、大きな社会経済情勢やまちづくりの変化等のない限り、景観形成の長期的視点に立った計画として運用していきます。
- 基本計画の別冊として策定する「豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕」は、市民・事業者・NPO・行政による景観まちづくりの取り組みの進み具合や、課題や状況に応じて「PDCAサイクル」を用いて見直す等、柔軟な取り組みができるようにします。
- 「PDCAサイクル」による進行管理においては、「豊中市都市景観・屋外広告物審議会」において検証し、計画や施策等の見直しに反映します。

(3) 庁内体制

- 部局間の連携から、事務・事業段階での連携・調整等、各段階に応じた効果的な組織体制をととのえます。
- 景観形成に対して庁内での施策の調整、連携事項の検討等を行う体制を整備し、都市景観・屋外広告物審議会や都市デザインアドバイザー等と連携しながら施策の推進を図ります。

(4) 関係団体等との連携

- 広域の景観は市域・府域を超えて連担するものであり、大阪府や隣接する近隣の自治体、景観形成に関連する関係機関（(独)都市再生機構（UR都市機構）、大阪府住宅供給公社、警察等）とも、景観施策の協調・連携を図ります。

(5) 市民・事業者・NPOの取り組みとの連携

- 市民・事業者・NPOが景観について関心を持ち、自ら景観形成に取り組んでいくにあたって、協力しやすい体制づくりを促します。必要に応じて、市民や事業者・行政、関係機関等により構成する景観協議会のしくみも活用します。
- 地域単位での自治会や協議会での活動、テーマに沿った各種グループ単位での活動、さらには市全体での情報交換・交流の活動について、環境やみどり、コミュニティ等各分野での支援体制と連携を図り、具体的な活動への支援とルールづくり等景観形成の取り組みのステップアップを促します。
- 教育部局等と連携を図り、景観に関する教育・学習の機会づくりに協働で取り組みます。

3 計画の進行管理

具体的な景観形成の施策・事業等を計画（Plan）し、効果的に実施（Do）し、その実施状況・結果を確認、検証（Check）した上で、次期計画にその成果を反映し改善の取り組みへとつなげる（Action）「PDCAサイクル」を用いて進行管理を行います。

- 本計画は、基本的・普遍的事項を中心とした計画であることから、大きな社会経済情勢やまちづくりの変化等のない限り、景観形成の長期的視点に立った計画として運用していきます。
- 基本計画の別冊として策定する「豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕」は、市民・事業者・NPO・行政による景観まちづくりの取り組みの進み具合や、課題や状況に応じて「PDCAサイクル」を用いて見直す等、柔軟な取り組みができるようにします。
- 「PDCAサイクル」による進行管理においては、「豊中市都市景観・屋外広告物審議会」において検証し、計画や施策等の見直しに反映します。



## 第8章 景観法に基づく事項等

平成20年 3月31日豊中市告示第 60号  
 変更 平成26年 2月 3日豊中市告示第 40号  
 変更 平成26年10月 1日豊中市告示第450号  
 変更 平成27年10月 1日豊中市告示第403号  
 変更 平成28年10月 2日豊中市告示第474号  
 変更 令和 2年 3月21日豊中市告示第121号  
 変更 令和 2年10月 1日豊中市告示第471号  
 変更 令和 3年10月 1日豊中市告示第511号  
 変更 令和 3年12月24日豊中市告示第652号

景観法に基づく「景観計画」として本章を定めます。

本章に定める「景観計画」の内容は、景観法第8条第2項に必須事項として規定されている景観計画の区域、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に加え、選択事項として、屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項を示します。

なお、景観計画区域内に地区の特性に応じた事項を定める場合には、「都市景観形成推進地区」として、区域及び方針ならびに行為の制限に関する事項等を別途示すものとします。

### 1. 景観計画区域

豊中市全域を景観計画区域として設定します。(次ページ参照)

### 2. 良好な景観の形成に関する方針

第3章に掲げる都市景観形成の基本目標、基本方針を、良好な景観の形成に関する方針として定めます。

### 3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

全市を対象とした建築物・工作物等の行為の制限に関する事項を以下に定めます。

#### (1) 届出対象行為

届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 高さが10メートルを超える建築物又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)

## 第8章 景観法に基づく事項等

平成20年 3月31日豊中市告示第 60号  
 変更 平成26年 2月 3日豊中市告示第 40号  
 変更 平成26年10月 1日豊中市告示第450号  
 変更 平成27年10月 1日豊中市告示第403号  
 変更 平成28年10月 2日豊中市告示第474号  
 変更 令和 2年 3月21日豊中市告示第121号  
 変更 令和 2年10月 1日豊中市告示第471号  
 変更 令和 3年10月 1日豊中市告示第511号  
 変更 令和 3年12月24日豊中市告示第652号

景観法に基づく「景観計画」として本章を定めます。

本章に定める「景観計画」の内容は、景観法第8条第2項に必須事項として規定されている景観計画の区域、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に加え、選択事項として、屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項を示します。

なお、景観計画区域内に地区の特性に応じた事項を定める場合には、「都市景観形成推進地区」として、区域及び方針ならびに行為の制限に関する事項等を別途示すものとします。

### 1 景観計画区域

豊中市全域を景観計画区域として設定します。(次ページ参照)

### 2 良好な景観の形成に関する方針

第3章に掲げる都市景観形成の基本目標、基本方針を、良好な景観の形成に関する方針として定めます。

### 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

全市を対象とした建築物・工作物等の行為の制限に関する事項を以下に定めます。

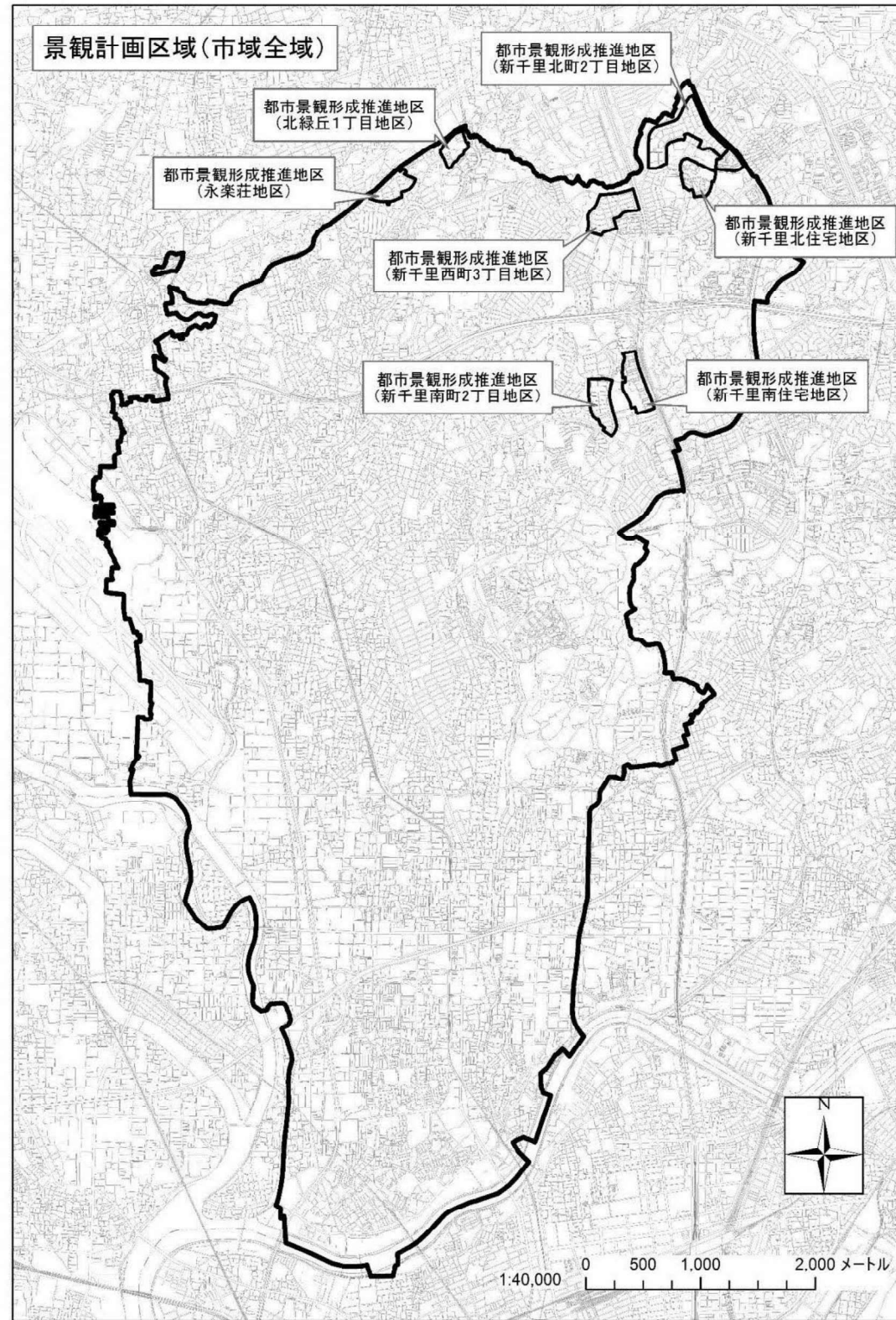
#### (1) 届出対象行為

届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 高さが10メートルを超える建築物又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)

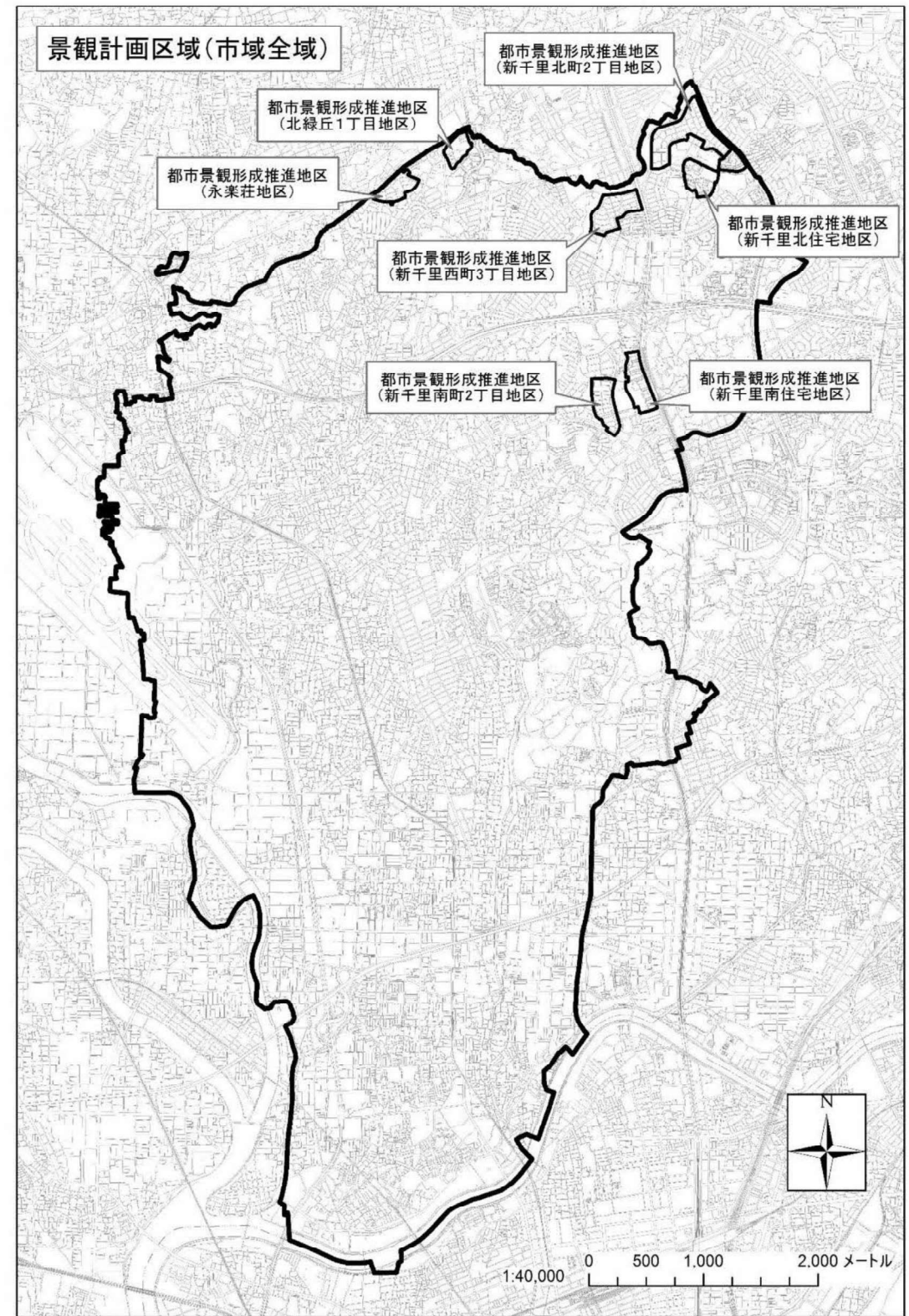


旧



【景観計画区域図】

新



【景観計画区域図】



(2) 行為の制限 (景観形成基準)

①共通事項

良好な都市景観の形成に向けて周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちなりたち等の地域特性を踏まえ、大規模建築物や大規模工作物等の配置や規模、形態、色彩、その他の意匠等について、地域全体として調和のとれたものとする。

②新築等に関する制限の内容

対象内容	景観形成基準									
配置・規模・形態	○周辺のまちなみを把握し、配置・規模・形態について周囲との調和を図る。 ○壁面位置を後退させる等、道路やまちかどに面してゆとり空間を確保する。 ○壁面の分節化やデザインの工夫により、単調さや威圧感を和らげる。									
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>8以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。</p>		明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	8以下	6以下	無彩色(N)	8以下	—
	明 度	彩 度								
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	8以下	6以下								
無彩色(N)	8以下	—								
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td> <td>4以上9以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>6以上9.5以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。</p> <p>①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の4分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>		明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	4以上9以下	4以下	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
	明 度	彩 度								
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	4以上9以下	4以下								
無彩色(N)	6以上9.5以下	—								
バルコニー・テラス	○洗濯物やエアコン室外機等が通りから見えないよう、腰壁、手摺り、釣金物の位置や構造を工夫する。									
屋外階段・エレベーター	○建物と一体的なデザインを施す等、建物に調和させる。									
屋上設備・屋上工作物	○屋根または壁面の立ち上げ、ルーバーを用いて隠す等、通りから見えないように設置する。									
広告物 (建築物に付随する広告物)	○建物との一体化を図る、建物の外壁と調和する地色にする等、建物や周辺に調和させる。									

(2) 行為の制限 (景観形成基準)

①共通事項

良好な都市景観の形成に向けて周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちなりたち等の地域特性をふまえ、大規模建築物や大規模工作物等の配置や規模、形態、色彩、その他の意匠等について、地域全体として調和のとれたものとする。

②新築等に関する制限の内容

対象内容	景観形成基準									
配置・規模・形態	○周辺のまちなみを把握し、配置・規模・形態について周囲との調和を図る。 ○壁面位置を後退させる等、道路やまちかどに面してゆとり空間を確保する。 ○壁面の分節化やデザインの工夫により、単調さや威圧感を和らげる。									
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>8以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。</p>		明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	8以下	6以下	無彩色(N)	8以下	—
	明 度	彩 度								
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	8以下	6以下								
無彩色(N)	8以下	—								
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td> <td>4以上9以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>6以上9.5以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。</p> <p>①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の4分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>		明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	4以上9以下	4以下	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
	明 度	彩 度								
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	4以上9以下	4以下								
無彩色(N)	6以上9.5以下	—								
バルコニー・テラス	○洗濯物やエアコン室外機等が通りから見えないよう、腰壁、手摺り、釣金物の位置や構造を工夫する。									
屋外階段・エレベーター	○建物と一体的なデザインを施す等、建物に調和させる。									
屋上設備・屋上工作物	○屋根または壁面の立ち上げ、ルーバーを用いて隠す等、通りから見えないように設置する。									
広告物 (建築物に付随する広告物)	○建物との一体化を図る、建物の外壁と調和する地色にする等、建物や周辺に調和させる。									



対象内容	景観形成基準
外構 (門・塀・ 玄関・アプロ ーチ・生垣・フ ェンス)	○開放的なデザインや、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 ○花や緑を取り入れる等、彩りや潤いを高める。
擁壁	○デザインや素材に配慮し、周辺景観に調和させ、圧迫感を和らげる。
植栽	○道路に面する敷地に植栽帯を確保する等、潤いを高める。
舗装	○建物や周辺の道路等と色彩や材料を揃える等、調和させる。
駐車場・ 駐輪場	○建物配置の工夫や生垣・フェンスで囲う等により、自動車や自転車が通りから 目立たないようにする。 ○出入り口やシャッターのデザインに配慮し、建物等と調和させる。
屋外設備・ ごみ置き場	○安全上支障がない限り、建物と一体的なデザインを施す等、建物等と調和させ る。

③大規模な工作物の新設等に関する制限の内容

対象	景観形成基準
工作物	○周囲との調和に配慮して、突出した状態を避け、違和感を与えないようなデザ インにする。 ○汚れにくく耐久性のある材料を使用する。 ○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩を避ける。

4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるもの  
を対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

【景観重要建造物】

- ① 道路その他の公共の場所から眺められる歴史的又は文化的に価値の高いと認められた建  
造物
- ② 道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている  
建造物

【景観重要樹木】

- ① 道路その他の公共の場所から眺められる歴史的又は文化的に価値の高いと認められた樹  
木
- ② 道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている  
樹木

対象内容	景観形成基準
外構 (門・塀・ 玄関・アプロ ーチ・生垣・フ ェンス)	○開放的なデザインや、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 ○花や緑を取り入れる等、彩りや潤いを高める。
擁壁	○デザインや素材に配慮し、周辺景観に調和させ、圧迫感を和らげる。
植栽	○道路に面する敷地に植栽帯を確保する等、潤いを高める。
舗装	○建物や周辺の道路等と色彩や材料を揃える等、調和させる。
駐車場・ 駐輪場	○建物配置の工夫や生垣・フェンスで囲う等により、自動車や自転車が通りから 目立たないようにする。 ○出入り口やシャッターのデザインに配慮し、建物等と調和させる。
屋外設備・ ごみ置き場	○安全上支障がない限り、建物と一体的なデザインを施す等、建物等と調和させ る。

③大規模な工作物の新設等に関する制限の内容

対象	景観形成基準
工作物	○周囲との調和に配慮して、突出した状態を避け、違和感を与えないようなデザ インにする。 ○汚れにくく耐久性のある材料を使用する。 ○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩を避ける。

4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるもの  
を対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

【景観重要建造物】

- ① 道路その他の公共の場所から眺められる歴史的又は文化的に価値の高いと認められた建  
造物
- ② 道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている  
建造物

【景観重要樹木】

- ① 道路その他の公共の場所から眺められる歴史的又は文化的に価値の高いと認められた樹  
木
- ② 道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている  
樹木



5. 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示等に係る考え方と方針

①基本的な考え方

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。このため、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項を景観計画に位置づけ、建築物や工作物等の行為の制限とあわせて総合的に運用し、良好な都市景観を形成していきます。

具体的には、市全域の屋外広告物を対象に豊中市屋外広告物条例に基づく誘導・規制を行うとともに、屋外広告物景観の質的向上を図るため、豊中市都市景観条例に基づく届出により誘導・規制を行っていくものとします。

②行為の制限に関する方針

屋外広告物の表示等に係る行為の制限については、以下の方針に基づいて行うものとします。

今後、良好な都市景観の形成に向けた新たな課題が生じた場合には、本方針の見直し・充実を図るものとします。

- 良好な都市景観の形成に向けて、周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちなりたちなどの地域の特性を踏まえ、建築物や工作物等とともに地域全体として調和のとれたものとする。
- まちなみや地域の特性に応じて制限内容を定める。
- 地域の特性に配慮し、周辺景観に調和した設計・計画となるよう、地域・地区での許可基準を定める。
- 景観に影響を与える車体利用広告を制限する。
- 屋外広告物景観の質的向上を図るため、屋外広告物の色彩や電光表示を用いた表現、窓面広告などに関しても良好な都市景観の形成の観点からあり方を示すことをめざす。
- その他、屋外広告物の表示等に際し下記の点に配慮する。
  - ・ 周囲との調和に配慮した、必要最小限の大きさにする。
  - ・ 敷地内に設置するものとする。
  - ・ 設置される場所と一体感のある形態を工夫する。
  - ・ 広告物の整理を図り、集合化する。
  - ・ 汚れにくく耐久性のある材料を使用する。
  - ・ 周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。
  - ・ すっきりとした、分かりやすい表現方法・表示内容を工夫する。
  - ・ 支柱や照明器具などの見え方にも配慮し、周辺に調和させる。
  - ・ 周囲に悪影響を与えない照明方法にする。

5 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示等に係る考え方と方針

①基本的な考え方

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。このため、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項を景観計画に位置づけ、建築物や工作物等の行為の制限とあわせて総合的に運用し、良好な都市景観を形成していきます。

具体的には、市全域の屋外広告物を対象に豊中市屋外広告物条例に基づく誘導・規制を行うとともに、屋外広告物景観の質的向上を図るため、豊中市都市景観条例に基づく届出により誘導・規制を行っていくものとします。

②行為の制限に関する方針

屋外広告物の表示等に係る行為の制限については、以下の方針に基づいて行うものとします。

今後、良好な都市景観の形成に向けた新たな課題が生じた場合には、本方針の見直し・充実を図るものとします。

- 良好な都市景観の形成に向けて、周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちなりたちなどの地域の特性を踏まえ、建築物や工作物等とともに地域全体として調和のとれたものとする。
- まちなみや地域の特性に応じて制限内容を定める。
- 地域の特性に配慮し、周辺景観に調和した設計・計画となるよう、地域・地区での許可基準を定める。
- 景観に影響を与える車体利用広告を制限する。
- 屋外広告物景観の質的向上を図るため、屋外広告物の色彩や電光表示を用いた表現、窓面広告などに関しても良好な都市景観の形成の観点からあり方を示すことをめざす。
- その他、屋外広告物の表示等に際し下記の点に配慮する。
  - ・ 周囲との調和に配慮した、必要最小限の大きさにする。
  - ・ 敷地内に設置するものとする。
  - ・ 設置される場所と一体感のある形態を工夫する。
  - ・ 広告物の整理を図り、集合化する。
  - ・ 汚れにくく耐久性のある材料を使用する。
  - ・ 周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。
  - ・ すっきりとした、分かりやすい表現方法・表示内容を工夫する。
  - ・ 支柱や照明器具などの見え方にも配慮し、周辺に調和させる。
  - ・ 周囲に悪影響を与えない照明方法にする。



(2) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

①豊中市屋外広告物条例に基づく行為の制限

市全域を屋外広告物の制限を行う地域として設定し、誘導・規制を行います。

ア 屋外広告物の表示・掲出の禁止、許可等

- ・屋外広告物の表示・掲出を原則として禁止する「禁止地域」を第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等を対象に指定する。
- ・「禁止地域」以外の地域では、屋外広告物を表示等する場合に許可が必要となる「許可地域」を指定する。許可地域は、都市計画上の用途地域によって、3区域に分けて設定する。
  - I 重点制限区域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
  - II 一般制限区域 重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
  - III 制限緩和区域 商業地域及び近隣商業地域
- ・「禁止広告物」(どのような場所にも表示等を行ってはならない広告物)、「禁止物件」(原則として広告物の表示等を行ってはならない物件)を指定する。
- ・バス・電車等の車体を利用する広告や、電柱・バス停を利用した広告に対し、表示方法の制限を設ける。
- ・許可地域や屋外広告物の種類ごとに高さや表示面積、個数等に関する基準を設定する。

イ 事前協議

- ・許可申請が必要な屋外広告物は、許可申請の前に市と協議を行う。

②豊中市都市景観条例に基づく行為の制限

豊中市都市景観条例に基づく届出を要する屋外広告物を設定し、屋外広告物景観の質的向上に向けた誘導を行います。

ア 届出対象行為(豊中市屋外広告物条例の規定による協議を行う場合は除く)

- i 高さが10メートルを超える建築物に付属して設けられる広告物であって、表示面積が30平方メートルを超えるものの表示又は当該表示された広告物の色彩の過半の変更
- ii 高さが4メートルを超える広告物又は広告物を掲出する物件(当該物件に掲出される広告物を含む。)の設置、改造、移転又は色彩の過半の変更

イ 制限の内容

届出が必要な屋外広告物は、景観配慮指針に基づき、事前協議を行う。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

①豊中市屋外広告物条例に基づく行為の制限

市全域を屋外広告物の制限を行う地域として設定し、誘導・規制を行います。

ア 屋外広告物の表示・掲出の禁止、許可等

- ・屋外広告物の表示・掲出を原則として禁止する「禁止地域」を第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等を対象に指定する。
- ・「禁止地域」以外の地域では、屋外広告物を表示等する場合に許可が必要となる「許可地域」を指定する。許可地域は、都市計画上の用途地域によって、3区域に分けて設定する。
  - I 重点制限区域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
  - II 一般制限区域 重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
  - III 制限緩和区域 商業地域及び近隣商業地域
- ・「禁止広告物」(どのような場所にも表示等を行ってはならない広告物)、「禁止物件」(原則として広告物の表示等を行ってはならない物件)を指定する。
- ・バス・電車等の車体を利用する広告や、電柱・バス停を利用した広告に対し、表示方法の制限を設ける。
- ・許可地域や屋外広告物の種類ごとに高さや表示面積、個数等に関する基準を設定する。

イ 事前協議

- ・許可申請が必要な屋外広告物は、許可申請の前に市と協議を行う。

②豊中市都市景観条例に基づく行為の制限

豊中市都市景観条例に基づく届出を要する屋外広告物を設定し、屋外広告物景観の質的向上に向けた誘導を行います。

ア 届出対象行為(豊中市屋外広告物条例の規定による協議を行う場合は除く)

- i 高さが10メートルを超える建築物に付属して設けられる広告物であって、表示面積が30平方メートルを超えるものの表示又は当該表示された広告物の色彩の過半の変更
- ii 高さが4メートルを超える広告物又は広告物を掲出する物件(当該物件に掲出される広告物を含む。)の設置、改造、移転又は色彩の過半の変更

イ 制限の内容

届出が必要な屋外広告物は、景観配慮指針に基づき、事前協議を行う。



## 6. 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

- 道路、河川、公園・緑地、公共建築物等、本市の骨格景観をなし、景観上重要な公共施設においては、管理者との協議・調整を行い、合意の得られたものから順次、景観重要公共施設に位置づけ、良好な景観の形成を進めていくものとします。
- また、重点的な地区の景観形成等にあたっては、必要に応じて景観重要公共施設のしくみを活用し、景観に配慮した公共施設の整備を行うものとします。

### (2) 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

景観重要公共施設を指定し、整備に関する事項を定めた場合は、新たに追加していくものとします。

## 7. 都市景観形成推進地区

都市景観形成推進地区を指定し、区域及び方針ならびに行為の制限に関する事項等を定めた場合は、新たに追加していくものとします。

## 6 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

- 道路、河川、公園・緑地、公共建築物等、本市の骨格景観をなし、景観上重要な公共施設においては、管理者との協議・調整を行い、合意の得られたものから順次、景観重要公共施設に位置づけ、良好な景観の形成を進めていくものとします。
- また、重点的な地区の景観形成等にあたっては、必要に応じて景観重要公共施設のしくみを活用し、景観に配慮した公共施設の整備を行うものとします。

### (2) 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

景観重要公共施設を指定し、整備に関する事項を定めた場合は、新たに追加していくものとします。

## 7 都市景観形成推進地区

都市景観形成推進地区を指定し、区域及び方針ならびに行為の制限に関する事項等を定めた場合は、新たに追加していくものとします。



(1) 都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）

(平成26年(2014年)10月1日告示)

1. 区域

右図の豊中市新千里南町2丁目の区域（新千里南町2丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）



(1) 都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）

(平成26年(2014年)10月1日告示)

1 区域

右図の豊中市新千里南町2丁目の区域（新千里南町2丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。

3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）





(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下
	無彩色(N)	7以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上9.5以下	4以下 6以下 4以下 2以下
	無彩色(N)	4以上9.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。 ①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			
外構 (門・塀・ 玄関・アプ ローチ・生 垣・フェン ス)	○開放的なデザインや、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 ○花や緑を取り入れる等、彩りや潤いを高める。 ○道路側に設置される塀・擁壁その他のこれらに類するもの(以下「塀等」という。)について、当該塀等と接する土の面から塀等の上部までの高さは1.3m以内とすること。ただし形態・構造等が高さ1.3mのものと同等の視覚的開放性を有すると認められる場合はこの限りでない。 ○門にかかる横架材の高さの合計は1.3m以内としなければならない。ただし、形態・構造等が高さ1.3mのものと同等の視覚的開放性を有すると認められる場合はこの限りでない。		
	植栽	○道路に面する敷地に植栽帯を確保する等、潤いを高める。	

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下
	無彩色(N)	7以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上9.5以下	4以下 6以下 4以下 2以下
	無彩色(N)	4以上9.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。 ①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			
外構 (門・塀・ 玄関・アプ ローチ・生 垣・フェン ス)	○開放的なデザインや、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 ○花や緑を取り入れる等、彩りや潤いを高める。 ○道路側に設置される塀・擁壁その他のこれらに類するもの(以下「塀等」という。)について、当該塀等と接する土の面から塀等の上部までの高さは1.3m以内とすること。ただし形態・構造等が高さ1.3mのものと同等の視覚的開放性を有すると認められる場合はこの限りでない。 ○門にかかる横架材の高さの合計は1.3m以内としなければならない。ただし、形態・構造等が高さ1.3mのものと同等の視覚的開放性を有すると認められる場合はこの限りでない。		
	植栽	○道路に面する敷地に植栽帯を確保する等、潤いを高める。	

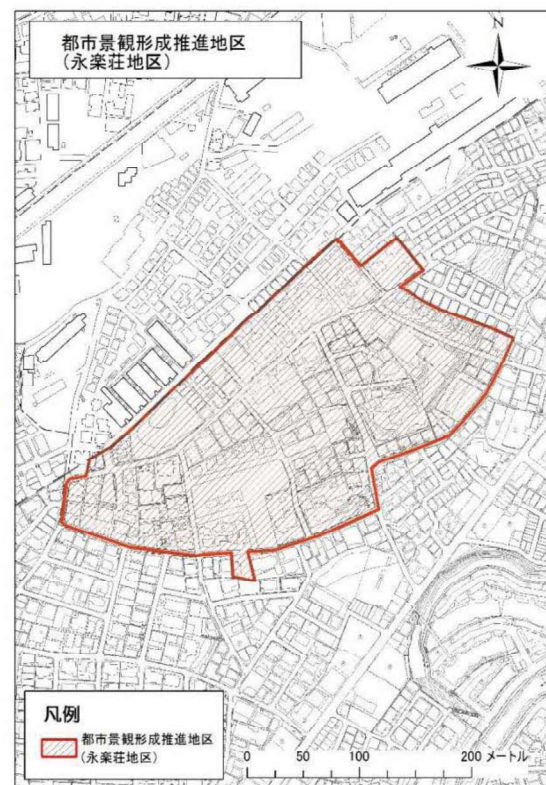


(2) 都市景観形成推進地区（永楽荘地区）

(平成27年（2015年）10月1日告示)

1. 区域

右図の豊中市永楽荘3丁目、永楽荘4丁目の区域（永楽荘地区）を都市景観形成推進地区として設定します。



2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（永楽荘地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（永楽荘地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 都市景観形成推進地区（永楽荘地区）

(平成27年（2015年）10月1日告示)

1 区域

右図の豊中市永楽荘3丁目、永楽荘4丁目の区域（永楽荘地区）を都市景観形成推進地区として設定します。



2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（永楽荘地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。

3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（永楽荘地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）



(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（永楽荘地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下
	無彩色(N)	7以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4 以上 9.5 以下	4 以下
			6 以下
			4 以下
			2 以下
無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。 ①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（永楽荘地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下
	無彩色(N)	7以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4 以上 9.5 以下	4 以下
			6 以下
			4 以下
			2 以下
無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。 ①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

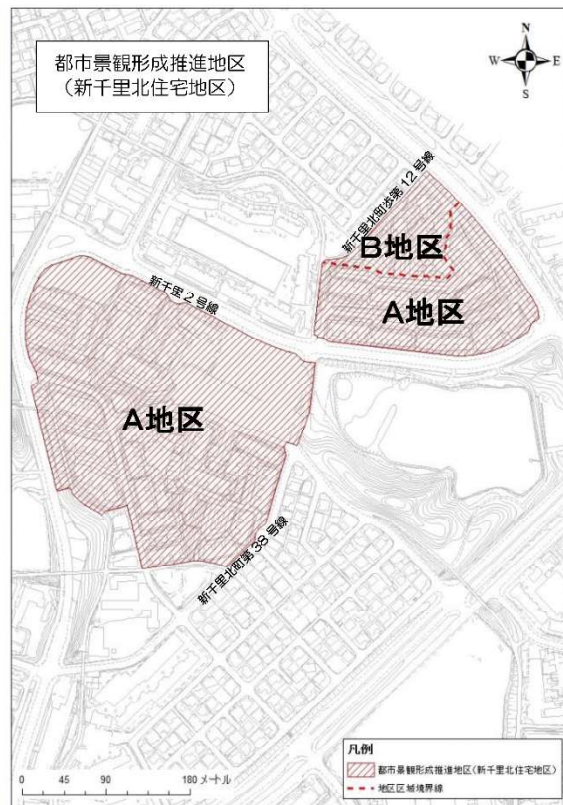


(3) 都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）

(平成28年(2016年)10月2日告示)  
 変更(令和3年(2021年)10月1日告示)

1. 区域

右図の豊中市新千里北町2丁目及び新千里北町3丁目の区域（新千里北住宅地区）を都市景観形成推進地区として設定します。



2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(3) 都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）

(平成28年(2016年)10月2日告示)  
 変更(令和3年(2021年)10月1日告示)

1. 区域

右図の豊中市新千里北町2丁目及び新千里北町3丁目の区域（新千里北住宅地区）を都市景観形成推進地区として設定します。



2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）



(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A 地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A 地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			



B地区

対象内容	景観形成基準		
屋 根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下
	無彩色(N)	7 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4 以下
			6 以下
		4 以上 8.5 以下	4 以下
			2 以下
無彩色(N)		—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

B地区

対象内容	景観形成基準		
屋 根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下
	無彩色(N)	7 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4 以下
			6 以下
		4 以上 8.5 以下	4 以下
			2 以下
無彩色(N)		—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			



(4) 都市景観形成推進地区 (新千里南住宅地区)

(平成28年(2016年)10月2日告示)

1. 区域

右図の豊中市新千里南町1丁目及び新千里南町2丁目の区域(新千里南住宅地区)を都市景観形成推進地区として設定します。

2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区(新千里南住宅地区)において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区(新千里南住宅地区)において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)



(4) 都市景観形成推進地区 (新千里南住宅地区)

(平成28年(2016年)10月2日告示)

1 区域

右図の豊中市新千里南町1丁目及び新千里南町2丁目の区域(新千里南住宅地区)を都市景観形成推進地区として設定します。

2 方針

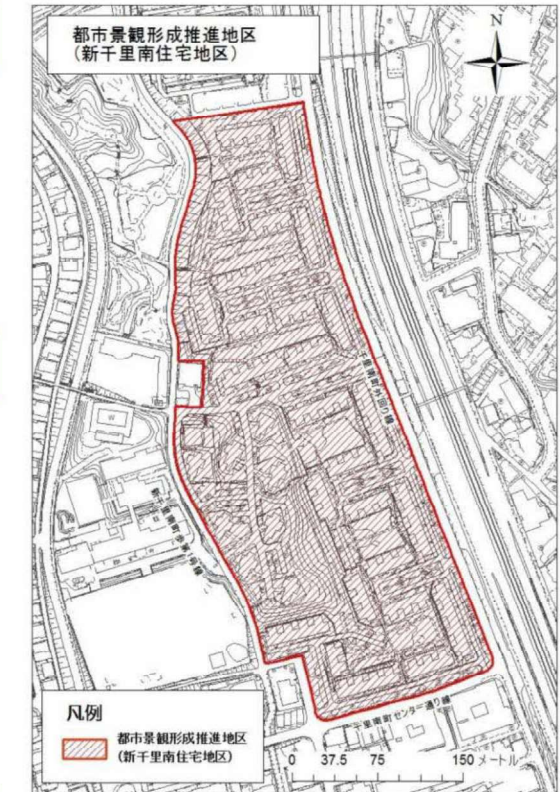
豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区(新千里南住宅地区)において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区(新千里南住宅地区)において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)





(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			



(5) 都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）

(令和2年(2020年)3月21日告示)

1. 区域

右図の豊中市北緑丘1丁目の区域（北緑丘1丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを目指すとともに、当該地区の良好な景観の形成を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）



(5) 都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）

(令和2年(2020年)3月21日告示)

1 区域

右図の豊中市北緑丘1丁目の区域（北緑丘1丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを目指すとともに、当該地区の良好な景観の形成を図ります。

3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）





(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	6以上8.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	6以上8.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			



B地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下
	無彩色(N)	7 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上9.0以下	4以下
			6以下
			4以下
	2以下		
	無彩色(N)	4 以上 9.0以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

B地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下
	無彩色(N)	7 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上9.0以下	4以下
			6以下
			4以下
	2以下		
	無彩色(N)	4 以上 9.0以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			